ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度予算（案）の概要【参考資料】

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ　生活保護制度の適正実施 ・・ 27

Ⅲ　福祉・介護人材確保対策等の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

Ⅳ　災害時における福祉支援 ・・ 39

（参考）令和６年度補正予算 ・・ 44

社会・援護局（社会）

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくり

拡充

重層的支援体制整備事業

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
（内線2289）

令和７年度当初予算案　【包括的相談支援事業】　496億円（374億円）
【地域づくり事業】　167億円（116億円）
【多機関協働事業等】　56億円（　53億円）

※ () 内は前年度当初予算額
※ 令和６年度補正予算額：2億円

1 事業の目的

○　地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。

○　社会福祉法に基づき、令和３年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和６年４月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第21号）に基づく住まい支援の強化を見込みつつ、**各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

○　介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

○　介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

○　単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）

○　制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

○　社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

・令和３年度：　42
・令和４年度：134
・令和５年度：189
・令和６年度：346
・令和７年度：473（予定）

新規

重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和７年度当初予算案　56億円の内数（－）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

令和６年４月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第21号）において、社会福祉法第106条の４が改正され、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者（世帯）に対して、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用した入居継続支援を行う。

2　事業の概要

○　入居後の継続的な支援を行うため、**参加支援事業**及び**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**において、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図る。

＜住まいの課題を含めた複合的な課題を抱える者に対する支援体制のイメージ＞

0	包括的相談支援事業	○　生活困窮者の自立相談支援機関等において、相談者の属性・世代等に関わらず、包括的に相談を受け付ける。

住まいの課題を含めた複合的な課題があり、単独の支援関係機関では対応が難しいと判断された場合

1	多機関協働事業	○　多機関協働事業者を中心に、自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、居住支援法人等の支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。 ○　支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。

入居後支援が必要であるが、既存事業では対応が難しいと判断された場合

2	参加支援事業、 アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業（※）	○　同事業の実施者により、入居後の見守り支援、利用者と地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、 本人とのつながりの形成に向けた支援等を行う。

（※）入居継続支援員の配置やその活動に要する費用を要求

3　実施主体等

実施主体：市町村　　補助率：国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
（内線2289）

令和７年度当初予算案　８.１億円（10億円）※（）内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

○　重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

２ 事業の概要・スキーム

○　今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

（主な取組内容）
○　介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
○　多機関協働による包括的支援体制構築の取組
○　アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
○　参加支援の取組
○　その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

３ 実施主体等

実施主体：市町村
負担割合：国３／４、市町村１／４
令和５年度実施市町村数：279、令和６年度実施市町村数：201

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
（内線2289）

令和７年度当初予算案　1.0億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額
※ 令和６年度補正予算額：0.5億円

1 事業の目的

○　地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

○　市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が行う後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

（後方支援の取組例）
- 市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- 市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- 重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- 地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- 都道府県内における法律等の専門家派遣　等

3 実施主体等

実施主体：都道府県
負担割合：国３／４、都道府県１／４
令和５年度実施都道府県数：44、令和６年度実施都道府県数：45

重層的支援体制構築推進人材養成事業

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
（内線2289）

令和７年度当初予算案　22百万円（30百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を高めていくことが重要であるため、重層的支援体制整備事業の従事者や担当の市町村職員、市町村への支援を行う都道府県職員を対象にした人材養成研修等を実施する。

○　一方、包括的支援体制の整備は全ての市町村の努力義務になっている中で、重層的支援体制整備事業を現在実施していない市町村においても、庁内外の連携体制構築に向けたプロセスを踏む必要がある。このため、令和６年度からは、重層的支援体制整備事業を実施していない市町村や、移行準備中の市町村も受講対象に含めた、ブロック別の研修を導入している。

2 事業の概要・スキーム

（全国研修）

○　重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。

　また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

（ブロック別研修）

○　重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員（初任者）に加え、当該事業を実施していない市町村や移行準備中の市町村の職員も受講対象に含め、包括的支援体制の整備に向けてどのようなプロセスを践むべきか、ノウハウや知識を学ぶための研修を実施する。

（都道府県向け研修）

○　市町村を支援する都道府県のサポートのため、市町村の包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供、民間企業との連携に向けたサポート、各都道府県が取り組む市町村への後方支援の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国
補助率　：－（委託費）
令和６年度事業実績：全国の重層的支援体制整備事業実施自治体等に対し、研修を実施。

拡充

住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2874）

令和７年度当初予算案　760億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮負担金

1　事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行

2　事業の概要

自立相談支援機関に住まい相談支援員（仮称）を配置し、支援等を行う場合の加算を創設する（拡充）

3　実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体９０７自治体）

○負担割合：国　３／４
都道府県･市･区等１／４

3　事業のイメージ

住まいの相談

住まいに課題を抱える生活困窮者等

- 家族・同居人との関係が悪化しており、同居が困難。
- 保証人がいなくて入居・転居できない。
- 家賃・維持費等の居住費負担が重い。
- 住まいの構造・設備等に問題があり、早急な転居が必要。
- 家賃滞納により立ち退きを求められている。

等

福祉事務所設置自治体

- 福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

【体制】
自立相談支援機関に**住まい相談支援員（仮称）**を配置
← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【主な役割】
① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
③ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓（生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）
④ 地域の関係者に対する支援

連携※

居住支援協議会（住宅セーフティネット法）

- 市町村の住宅･福祉部局･居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等で構成

【役割】
地域づくりや住宅ストックの確保等

※ 居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築

生活困窮者自立支援法による支援が必要な場合

プランの策定
抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛りこむ

①住宅の斡旋
②家賃支援
（住居確保給付金等）
③居住支援
（入居支援・入居中生活支援 等）

※既存事業も活用

モニタリング

上記以外

その他、適切な支援や関係機関へとつなげる

拡充

住居確保給付金における転居費用の支給

令和７年度当初予算案　760億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行

2 事業の概要・スキーム

現行（家賃相当分）

支給対象者

①離職・廃業後２年以内の者

②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

拡充後

支給対象者

＜家賃相当分＞現行（①、②）のまま

＜転居費用分＞著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

支給要件

＜家賃相当分＞現行のまま

＜転居費用分＞収入、資産要件は同じ。**求職活動要件は求めない。**

支給額

＜家賃相当分＞現行のまま

＜転居費用分＞転居のための初期費用（礼金等）、引っ越し代等（上限あり）

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体９０７自治体）○負担割合：国３／４、都道府県・市・区等１／４

拡充

居住支援事業の強化

令和７年度当初予算案　760億円の内数（657億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1　事業の目的

改正生活困窮者自立支援法等（※１）において、居住支援事業（一時生活支援事業から改称）について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が努力義務化された。また、一定の要件に該当する生活保護受給者（「特定被保護者」（※２））も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※１ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行

※２ 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

2　事業の概要・スキーム

（現行）

住居に不安を抱えた生活困窮者
- ホームレス：路上、河川敷等
- 不安定居住者：友人知人宅、ネットカフェ、立ち退き、滞納等

→ **一時生活支援事業（任意事業）**
- **シェルター事業**〈当面の日常生活支援〉
- **地域居住支援事業**：・入居支援　・見守り支援（※）　・環境整備
  （※）期間は最長１年

→ 安定した居住の確保・地域生活

（改正後）

住居に不安を抱えた生活困窮者
- ホームレス：路上、河川敷等
- 不安定居住者：友人知人宅、ネットカフェ、立ち退き、滞納等

→ **居住支援事業（必要な支援の実施を努力義務化）**
- **シェルター事業**〈当面の日常生活支援〉
- **地域居住支援事業**：・入居支援　・見守り支援（※）　・環境整備
  （※）**期間の柔軟化（延長も可とする）**

→ 安定した居住の確保・地域生活

3　実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体９０７自治体）　○負担割合：国　２／３　都道府県・市・区等　１／３

○実施自治体数（令和５年度）：シェルター事業366　地域居住支援事業55

拡充

生活困窮者向け事業と生活保護受給者向け事業の一体的実施（就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業）

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

令和７年度当初予算案　760億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1　事業の目的

○　生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正（※１）において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を、これまで対象外だった生活保護受給者のうち、一定の要件に該当する者（「特定被保護者」（※２））も対象として実施できるようにした。

※１ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行

※２ 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

○　当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2　事業の概要・スキーム

○対象事業　：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業

○実施方法　：**生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする（拡充）**。

（就労準備支援事業・家計改善支援事業）

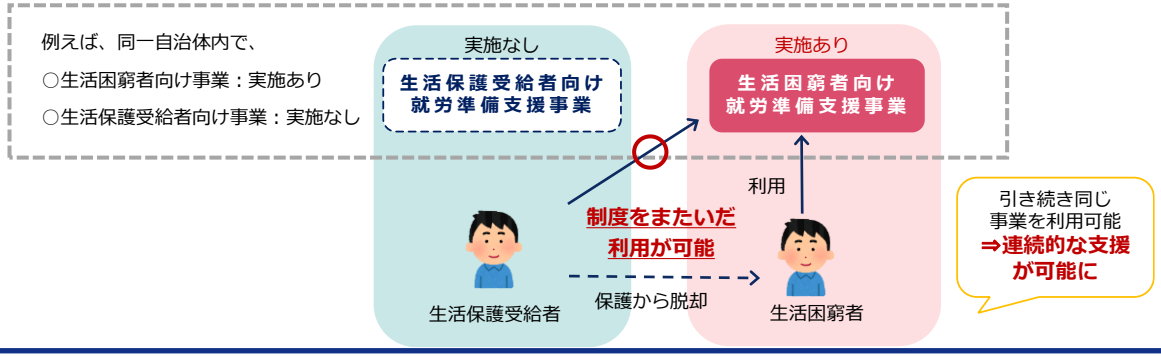

3　実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）　　○負担割合：国２／３、都道府県・市・区等１／３

○実施自治体数（令和５年度）：就労準備支援事業：731自治体　家計改善支援事業：756自治体　地域居住支援事業：55自治体

＜参考＞生活保護受給者向け事業　実施自治体数（令和５年度）･･･就労準備支援事業：357自治体　家計改善支援事業：98自治体　地域居住支援事業：35自治体
※ うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数　･･･就労準備支援事業：357自治体　家計改善支援事業：98自治体　地域居住支援事業：17自治体

拡充

家計改善支援事業の補助率引上げ

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

令和７年度当初予算案　760億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

○就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し（※）、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を２分の１から３分の２に引き上げたところ。

※ 令和６年４月24日公布、令和７年４月１日施行

○当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

○生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を１／２から２／３に引き上げる。**

【現行の補助体系】

○家計改善支援事業を単独で実施する場合

→補助率１／２（令和５年度実績：101自治体）

○自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合

→補助率２／３（令和５年度実績：638自治体）

【制度見直し後の補助体系】

○家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。

→ **一体的な実施が原則となるため、補助率を一律２／３とする。**

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）　負担割合：国　２／３　都道府県・市・区等　１／３

拡充

就労準備支援事業・家計改善支援事業の過疎地域加算の導入

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

令和７年度当初予算案　760億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1　事業の目的

○　就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、過疎地域における支援一件あたりのコストの大きさに着目して新たに加算を設けることにより小規模自治体を支援し、取組を促進する。

※加算の内容は、自立相談支援事業の過疎地域加算を踏襲

2　事業の概要・スキーム

就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、一定の人口密度未満の自治体について、基本基準額に一定の額を加算する。（過疎地域加算）

【市町村】
ア　算定基準　・・・　人口密度（過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、当該区域の人口密度）が50人/km²以下
イ　加算額の算定方法

過疎市町村（市町村全域が過疎地域）	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
基本基準額に、基本基準額×0.5を加算	基本基準額に、当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5を加算

【都道府県】
ア　算定基準　・・・　管轄地域全体の人口密度が50人/km²以下となる道府県
イ　加算額の算定方法　・・・　当該道府県の基本基準額（都道府県広域加算額を含む）に、基本基準額×0.3を加算

3　実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）　　○負担割合：国２／３、都道府県・市・区等１／３
○実施自治体数（令和５年度）：就労準備支援事業：731自治体　家計改善支援事業：756自治体

新規

生活困窮者自立支援制度　現任者向け人材養成（ステップアップ）研修の実施

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2290）

令和７年度当初予算案　16 百万円（ ― 億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されているが、令和６年度に新たに設計する研修のカリキュラムに基づき、現任者向け（ステップアップ）研修を全国６ブロック（①北海道・東北、②関東、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄）で実施し、高度な専門人材の育成を目指す。

2 事業の概要・スキーム

○　ステップアップ研修を全国６ブロックで実施する。

【カリキュラム・イメージ】集合型で実施

１日目	共通課程	・困窮制度の理念の確認と振り返り ・支援における地域づくりの視点を深める ・後輩相談員や部下に対するスーパーバイズを掘り下げる ・支援員や自身のメンタルヘルスについて
	任意事業１	・就労（準備）支援事業 （被保護者に係る就労支援員・被保護者就労準備支援事業支援員も参加可）
２日目	任意事業２	・家計改善支援事業（被保護参加可） （被保護者に係る被保護者家計改善支援事業支援員も参加可）
	任意事業３	・一時生活支援事業（被保護者における支援員も参加可）
3日目	任意事業４	・子どもの学習・生活支援事業（保護関連支援員参加可） （被保護者に係る子どもの進路選択支援事業支援員・被保護者に係る支援員も参加可）

※カリキュラムについては令和６年度末に確定
※企画協力都道府県を輪番で決め、会場手配協力・企画助言を行う。

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

拡充 福祉事務所未設置町村における一次相談の推進

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

令和７年度当初予算案　760億円の内数（657億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　自立相談支援事業を実施することとなっていない福祉事務所未設置町村において、相談窓口へのアクセスを容易にする観点から、一次的な相談窓口の設置等の窓口機能の充実を推進する。

（注）合わせて、基本基準額について、自立相談支援事業の基本基準額を踏まえた額に見直しを図る。

2 事業の概要・スキーム

○実施方法　：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、
④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

○基本基準額　：5,000千円　※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。
※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。

（参考）都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ

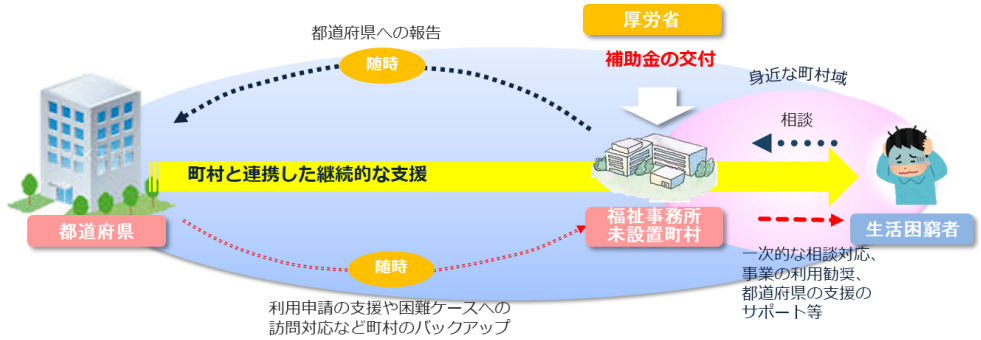

3 実施主体等

○実施主体：福祉事務所を未設置の町村：885自治体　　○負担割合：国３／４、福祉事務所未設置町村１／４

○実施自治体数（令和５年度）：54自治体　※ その他、重層的支援体制整備事業において、39自治体が実施

拡充

ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和７年度当初予算案　16億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

○　本事業では、令和４年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。

○　内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。

○　こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制の整備を進めていく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】
都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置する。

都道府県
ひきこもり地域支援センター

市区町村への
後方支援

定期的に
市区町村を
巡回することを
位置づけ

ひきこもり支援推進事業以外
による相談窓口の実施

A市　B町

課題：専門職員の人材確保が困難
事務負担の増など

全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化を依頼
(明確化自治体数)
1,487／1,741自治体（85.4%）
※令和５年度末時点速報値

市区町村訪問支援加算（新設）

市区町村への支援強化として、訪問支援員を配置

・市区町村との同行訪問によるアウトリーチ機能
・事例検討会の開催
・市区町村等への定期的な巡回訪問の実施等を設定する

１人当たり 3,000千円
１自治体当たり３人まで

拡充

地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和７年度当初予算案　32億円（31億円）　※（）内は前年度当初予算額
※令和６年度補正予算額　20億円

1　事業の目的

○　我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
○　自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
○　地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2　事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】
＜①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10＞
○　対面、電話、SNS相談の実施
・自殺予防関連の相談会の開催
・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）**
○　人材養成の支援
・各種相談員の養成
・ゲートキーパーの養成
○　適切な情報の発信
・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
○　自殺未遂者や自死遺族への支援
・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
○　こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施　　等

＜②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10＞
・**電話・SNSを活用した相談体制等の強化（拡充）**
・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
・ゲートキーパーになった者に対する支援　　等

3　実施主体等

○　実施主体：都道府県・市町村、民間団体
○　交付率：1/2,2/3,10/10（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）

資金の流れ

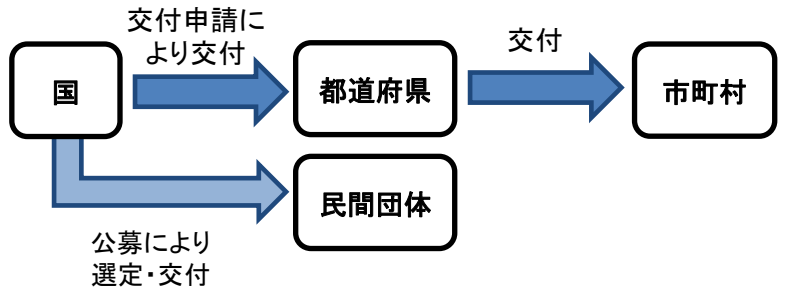

電話・SNSを活用した相談体制等の強化

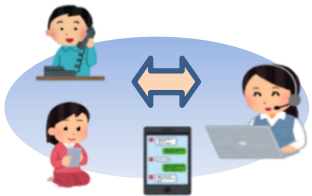

こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和７年度当初予算案　38億円の内数（37億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額
※令和６年度補正予算額　20億円の内数

（38億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金　32億円
調査研究等業務交付金　6.0億円

1 事業の目的

○ 令和5年（2023年）の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年（514人）と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
○ 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
○ こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）

○ 支援対象者：次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない　等

○ 構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人　等　※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○ 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
②支援の実施　：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
③支援の終了　：地域の関係機関への引継

○ 都道府県・指定都市への取組支援：
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。

3 実施主体等

○ 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
○ 交付率：10/10

自殺対策に関する調査研究等の推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線4261）

令和７年度当初予算案　6.0億円（6.0億円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

○　自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年９月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）に基づき、指定調査研究等法人として「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」を指定し、国が調査研究等業務に要する費用を交付するもの。

2　事業の概要

【自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用】

○　自殺対策を総合的に推進するため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究や、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究を行う。

○　都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

【調査研究・検証を行う者に対する助成】

○　革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。（革新的自殺研究推進プログラム）

【先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供】

○　我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

【地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施】

○　各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。

○　国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

【地方公共団体等の関係職員に対する研修】

○　地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。

○　自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

【自傷・自殺未遂レジストリの運用】

○　自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

3　実施主体等

○　実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
○　交付率：10/10

新規

官民協働等女性支援事業 ※若年被害女性等支援事業等を再編

社会・援護局総務課
女性支援室（内線4584）

令和７年度当初予算案　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　24億円の内数（26億円の内数）※（）内は前年度当初予算額
令和6年度補正予算において別途予算措置：2.0億円

1 事業の目的

○　様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

（１）アウトリーチ支援・ＳＮＳ相談支援
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、ＳＮＳを活用した相談支援等を実施。

（２）居場所の確保
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

（３）自立支援
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

（４）ステップハウス
（３）の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

（５）アフターケア
（３）または（４）を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

（６）関係機関連携会議
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

（７）支援体制強化（ＩＣＴ導入支援）
（１）～（５）の実施に際し、ＩＣＴを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

＜事業イメージ＞

国 → 補助 → ＜実施主体＞ 都道府県・市町村・特別区

事業の一部（⑥を除く）を委託等可能 → 民間団体等

① **アウトリーチ支援・ＳＮＳ相談**【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ）
② **居場所の確保**（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援）
③ **自立支援**（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援）
④ **ステップハウス**（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所）
⑤ **アフターケア**（地域生活を定着させるための継続的な支援）
⑦ **支援体制強化**（ＩＣＴ導入支援）

⑥ **関係機関連携会議の設置等**【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

困難女性：悪質ホスト被害者、ＪＫビジネス被害者、家出少女、ＡＶ出演強要被害者、困窮、孤独・孤立、ＤＶ・性暴力被害者　等

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。
※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体　：都道府県・市町村（特別区含む）
補助率　　：国１/２、都道府県・市町村（特別区含む）　1/２

＜事業実績＞令和４年度：３自治体（６団体）
令和５年度：５自治体（９団体）
令和６年度：13自治体（28団体）

拡充

女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業

令和７年度当初予算案　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　24億円の内数（26億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

１　事業の目的

○　女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。

○　また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和５年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。

○　このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

２　事業の概要・スキーム

①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センターを設置している指定都市を含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※　スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を対象に一体的に実施することも可能とする。

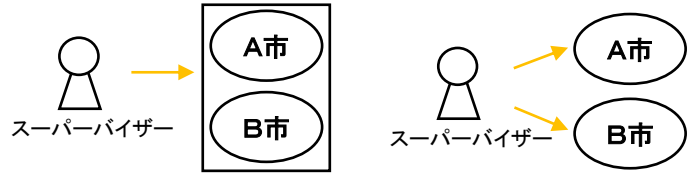

３　実施主体等

①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】国 1/2（都道府県 ・市町村（特別区含む）1/2）

②【実施主体】都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
【補助率】国 1/2（都道府県・指定都市 1/2）

拡充 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金

女性保護事業費負担金（旧 婦人保護事業費負担金）　：昭和31年度創設
女性自立支援事業費補助金（旧 婦人保護事業費補助金）：昭和22年度創設

令和７年度当初予算案 27億円（26億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　女性相談支援センターが、ＤＶ被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要となる費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金>　定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費

施設事務費
１施設あたり年額
60,720千円

＋

各種取組等に応じた加算
- 支援員加算
- 夜間警備体制強化加算
- 入所者処遇特別加算
- 心理療法担当職員加算
- 学習支援費加算
- 同伴児童対応支援員雇上費加算
- 一時保護委託費
- 人身取引被害者等対応支援加算　等

＋

事業費

困難な問題を抱える女性分
- 一般生活費
- 期末一時扶助費
- 被服費加算
- 妊産婦加算
- 母子加算

同伴児童分
- 一般生活費
- 期末一時扶助費
- 被服費加算
- 同伴児童学習支援事業
- 同伴児童通学支援事業　等

乳児同伴1名の場合の
１世帯あたり月額
151,580円

<女性自立支援事業費補助金>　定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費

施設事務費
１施設あたり年額
60,720千円

＋

各種取組等に応じた加算
- 支援員加算
- 夜間警備体制強化加算
- 入所者処遇特別加算
- 心理療法担当職員加算
- 学習支援費加算
- 民間団体支援専門員加算
- 連携強化のための心理療法担当職員　等
- 同伴児童対応支援員雇上費加算
- 人身取引被害者対応支援加算
- 施設機能強化推進費
- 精神科医雇上費
- 民間施設給与等改善費

＋

事業費

困難な問題を抱える女性分
- 一般生活費
- 期末一時扶助費
- 被服費加算
- 妊産婦加算
- 母子加算
- 人身取引被害者医療費
- 就職活動支援費
- **資格取得加算**
- **就職支度費**
- **第三者評価受審費**

同伴児童分
- 一般生活費
- 期末一時扶助費
- 被服費加算
- 同伴児童学習支援事業
- 同伴児童通学支援事業
- 入学支度資金　等
- **補習費**

就職支援等の充実

3 実施主体等

女性保護事業費負担金　：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率）　国 5/10、都道府県・指定都市 5/10

女性自立支援事業費補助金：（実施主体）都道府県
（補助率）　国 5/10、都道府県 5/10

拡充 女性支援を担う者の人材育成の強化

令和７年度当初予算案　27百万円の内数（1.1百万円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

※令和７年度の研修イメージ

	国		都道府県
実施者	国（委託事業者）【新規】	国（国立保健医療科学院）	都道府県 ※国（委託事業者）もブロック毎に実施【新規】
研修カテゴリー	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長（センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長）	①機関の長（センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者） ②心理職員（センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員）	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修（制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等） ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修（調査研究事業によるカリキュラムに基づく研修） ・分科会
日程等	1～2日	①3日　②2日	1～2日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】　国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和７年度当初予算案　7.0億円（7.8億円）　※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1　事業の目的

○　第二期基本計画に盛り込まれた**ＫＰＩの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、**司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど**市町村支援機能の強化**を図る。

○　市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2　事業の概要・スキーム、実施主体等

－　事業の実施・関係性のイメージ　－

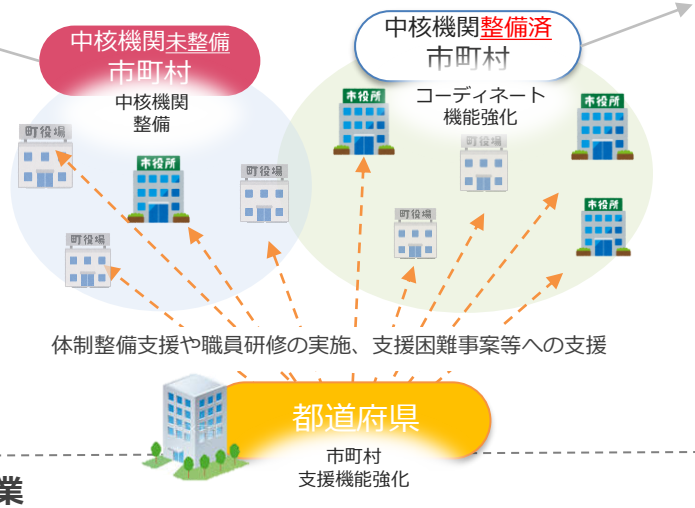

市町村

● 中核機関(※)立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
〈基 準 額〉 600千円
〈補 助 率〉 1/2
〈実　　績〉 39市町村（令和5年度）

※「中核機関」とは、協議会（関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体）の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

（中核機関の整備：令和6年4月1日現在　1,187市区町村）

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉 市町村（委託可）
〈基 準 額〉 1,000千円/取組〈補　助　率〉1/2
〈実　　績〉 287市町村（令和5年度）

(コーディネート機能強化の取組)
① 調整体制の強化
② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化
③ 広域連携の実施

都道府県

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。（協議会の設置：令和6年4月1日現在　37都道府県）

〈実施主体〉都道府県（委託可）
〈基 準 額〉 1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組（最大10,000千円）
　　2：10,000千円
〈補 助 率〉1/2
〈実　　績〉 41都道府県（令和5年度）

（市町村支援機能強化の取組）
1：【必須】 ①法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
　　②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
　【加算】 ①体制整備アドバイザーの配置・派遣
　　②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
2：法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組 新

拡充

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

（互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業）

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和７年度当初予算案　0.9億円（0.8億円）　※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1　事業の目的

○　認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。

○　このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け**、**全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用**した効果的な**支援の実施**を進める。

2　事業の概要・スキーム、実施主体等

○　都道府県による意思決定支援研修等推進事業

・　都道府県等において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。

・　市町村等において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした権利擁護支援の強化を図る研修を実施する。

<実施主体>都道府県、市町村（委託可）
<基 準 額>①意思決定支援研修の実施　1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施　300千円
<補 助 率> 1/2　　<実　　績> 84自治体（令和5年度）

○　成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

・　判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む。

<実施主体>都道府県、指定都市（委託可）
<基 準 額> 5,000千円
<補 助 率> 1/2
<実　　績> 13自治体（令和5年度）

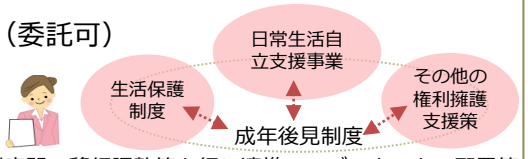

○　互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

・　中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<実施主体>都道府県、市町村（委託可）
<基 準 額> 300千円
<補 助 率> 1/2
<実　　績> 41自治体（令和5年度）

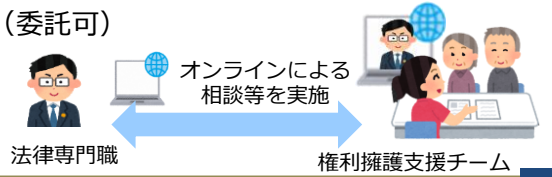

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和７年度当初予算案　0.6億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和６年度補正予算額　４.２億円

困窮補助金

1　事業の目的

○　第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和４年度から実施している**「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例**を通じた課題の検証等を行う。
○　具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。

2　事業の概要・スキーム、実施主体等

〈実　　績〉 12自治体（令和5年度）

● ３つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可）【基準額】 １自治体あたり 5,000千円／取組　【補助率】 3/4

1　日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

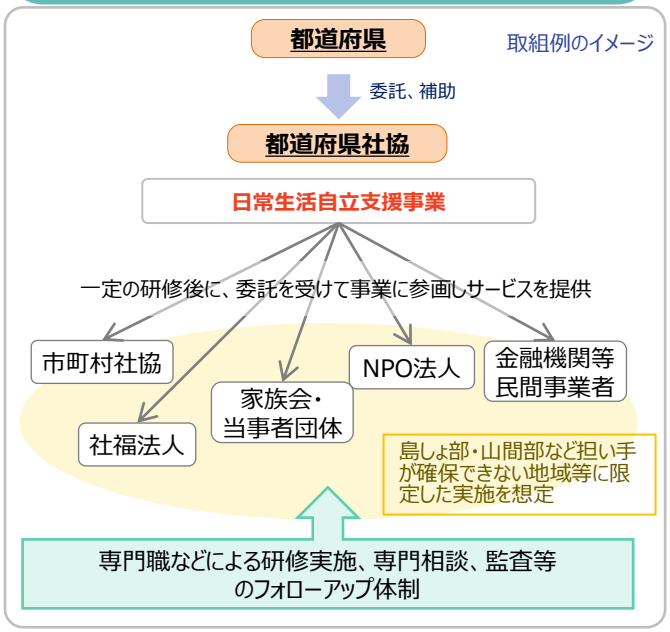

2　身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組

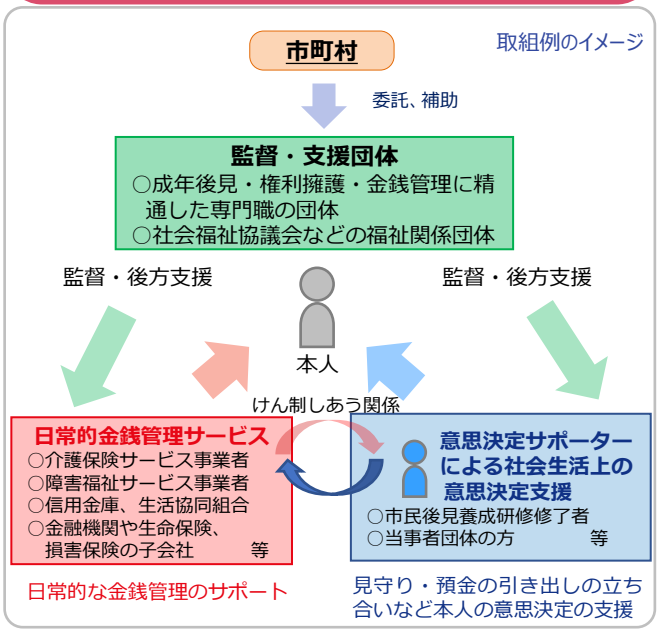

3　[１]寄付等による多様な主体の参画を促す取組 [２]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

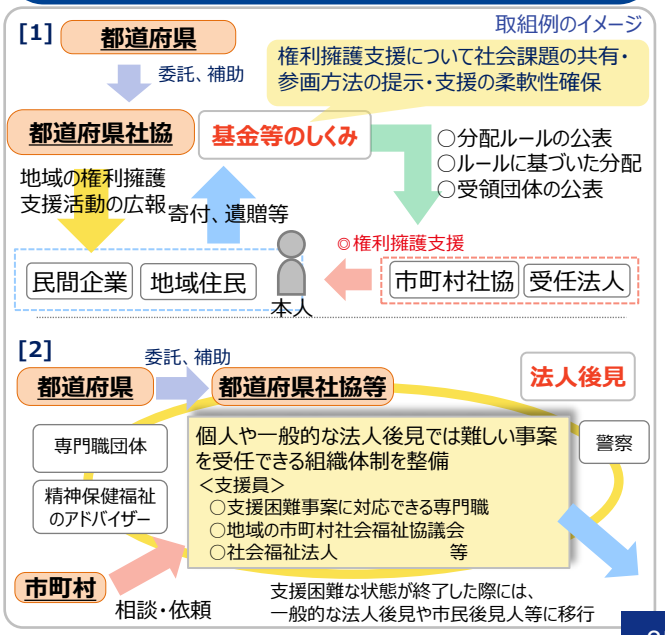

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」）

令和７年度当初予算案　0.6億円の内数（1.0億円）　※（）内は前年度当初予算額

※令和６年度補正予算額　４．２億円

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における**「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」**の取組例

1　事業の目的

○　身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2　事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】 市町村（委託可）　【基準額】 １自治体あたり 5,000千円／取組　【補助率】 3/4

１．包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置**した相談・調整窓口を整備。

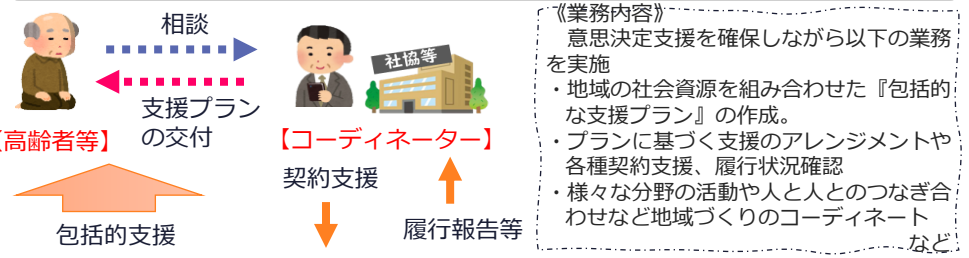

《業務内容》
意思決定支援を確保しながら以下の業務を実施
・地域の社会資源を組み合わせた『包括的な支援プラン』の作成。
・プランに基づく支援のアレンジメントや各種契約支援、履行状況確認
・様々な分野の活動や人と人とのつなぎ合わせなど地域づくりのコーディネート　など

－　単身高齢者等包括支援プラットフォーム　－

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分
家賃債務保証など				

２．総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。

日常生活支援に加えて、身元保証を代替する支援や死後の事務支援をパッケージで提供

市町村 → 委託、補助 → 社会福祉協議会等 → 実施報告

本人に寄り添った意思決定の支援

身元保証を代替する支援
（例）入院・入所時の手続支援／緊急連絡先の指定の受託・緊急時の対応等

日常生活支援
（例）介護保険サービス等の手続代行／公共料金の支払代行／生活費の管理・送金／印鑑・証書・重要書類の保管等

死後の事務支援
（例）病院等の費用の精算代行/遺体の確認・引き取り/居室の原状回復/残存家財・遺品の処分/葬儀・納骨・法要の支援

→ 身寄りのない高齢者等

誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

Ⅱ　生活保護制度の適正な実施

令和７年度生活扶助基準の見直しの内容

Ⅰ　足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和７～８年度の２年間）

○　生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。

○　前回の令和５～６年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和４年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面２年間（令和７～８年度）の臨時的・特例的な措置を実施。

①　令和４年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算

※　ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持

②　①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

Ⅱ　令和９年度以降の生活扶助基準の検討

○　令和９年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和９年度予算の編成過程において改めて検討。

その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な５年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、１年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期　：　令和７年10月～

財政影響額：　＋５０億円程度　（令和７年度は＋２０億円程度）

新規

救護施設等個別支援計画作成等研修費

社会・援護局保護課保護事業室
（内線２８３３）

令和７年度当初予算案　5 百万円（　－　）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　地域移行の推進機能の強化及び福祉事務所との適切な連携を図る観点から、救護施設等入所者への支援が計画的に進められるよう、個別支援計画の作成が令和６年10月より制度化する。

○　昨年度の委託事業で個別支援計画作成のマニュアルを作成し、そのマニュアルは公表されているところであるが、マニュアルの閲覧のみでは、個別支援計画作成の制度化の趣旨を伝えることは難しい。
　個別支援計画作成は、施設の機能や目的に応じて福祉事務所のケースワーカーを始めとする関係機関とも連携しつつ、計画的な支援に取り組む環境を整える必要があるとして制度化した。この取組を進めることで救護施設等入所者の地域移行を進めるものである。
　本研修を国が実施することで、救護施設等入所者の地域移行の重要性を伝えるとともに、地域移行に当たって、支援員の個別支援計画の作成等を通じた支援の質の向上を目指すものである。

2 事業の概要・スキーム

○　全国の救護施設等の計画作成担当者等への研修
○　研修カリキュラム等については、昨年度の委託事業での実績を踏まえ、検討
・アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
・個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
・ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
・モニタリング、個別支援計画変更等の手法
・地域の社会資源の活用　等
○　実施主体：国（委託費）

新規

都道府県によるデータ分析等を通じた市町村への支援

社会・援護局保護課保護事業室（内線2829）

令和７年度当初予算案　4.3億円（ － ）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

○　市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要である。

○　そのため、令和６年４月の生活保護法改正により、都道府県が広域的な観点からデータ分析を行い、市町村（福祉事務所）に対し、都道府県が取組目標の設定・評価や助言等の支援を行う仕組みが創設された。

○　こうした都道府県の分析については、データ分析ツールを配布するなど、一定の標準化・効率化を図ることとしているが、新たな仕組みをより実効性あるものとする観点から、ツールによる分析結果を踏まえた上で、**被保護者の生活状況や医療提供体制等の地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（外部委託を含む）**や**医療に係る専門的知見を確保するための体制整備**のほか、**医療扶助の適正な運用及び健康管理支援事業の好事例等を提供するための研修の実施**といった都道府県による市町村支援の取組に係る財政的支援を行い、地域全体を通じた医療扶助の適正かつ効果的な実施を促進する。

2 事業の概要・スキーム

①都道府県による広域的取組

・データ分析ツールによる分析結果を踏まえた上で、地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（委託可）
・優先的課題と目標の設定
・関係団体との連携体制
・進捗状況の把握や取組結果の評価

②都道府県による市町村への支援

・①に基づく情報の提供
・研修会（先行的取組の横展開）、アドバイザー派遣
・職員（CW）研修　　等

→ 市町村による更なる取組実施

・健康管理支援の効果的・効率的実施
・医療扶助の適正実施

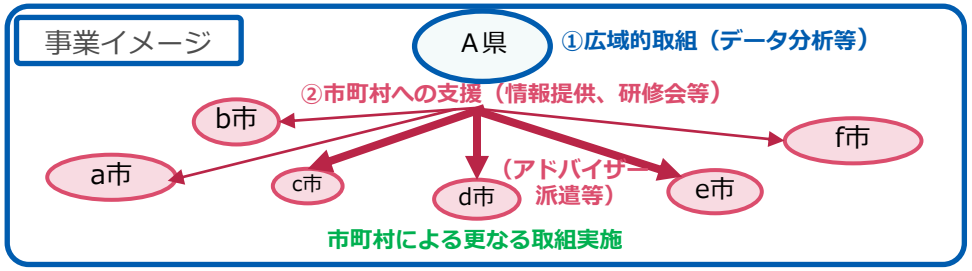

3 実施主体等

都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援事業
【実施主体】 都道府県
【補助率】 3／4

○　データ分析ツールによる分析結果を踏まえた更なる詳細分析の実施や、医療に係る専門的知見を確保するための体制整備、好事例の提供を含めた市町村向けの研修実施等の取組に対して財政支援を行う。

＜都道府県による支援の例＞

・データ分析ツールには搭載されていない地域データの収集・分析費用や学識経験者等の助言を得る（外部機関への委託可）等の調査研究
・市町村向けに実施する会議等の開催費用（好事例の横展開、データ分析に基づく課題と対応方針の共有等）
・課題を抱える自治体への個別支援費用（アドバイザー（専門職）派遣、医療扶助適正実施や健康管理支援事業等の取組に係るCWへの教育研修等）

Ⅲ　福祉・介護人材確保対策等の推進

介護のしごと魅力発信等事業

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2849）

令和７年度当初予算案　　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.0億円（4.4億円）
都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金97億円の内数（97億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。

○　厚労省においては、発信力がある事業者による全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などの企画・発信を行いつつ、最前線である現場の視点から、介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行い、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、事業効果の最大化を図る。

○　都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

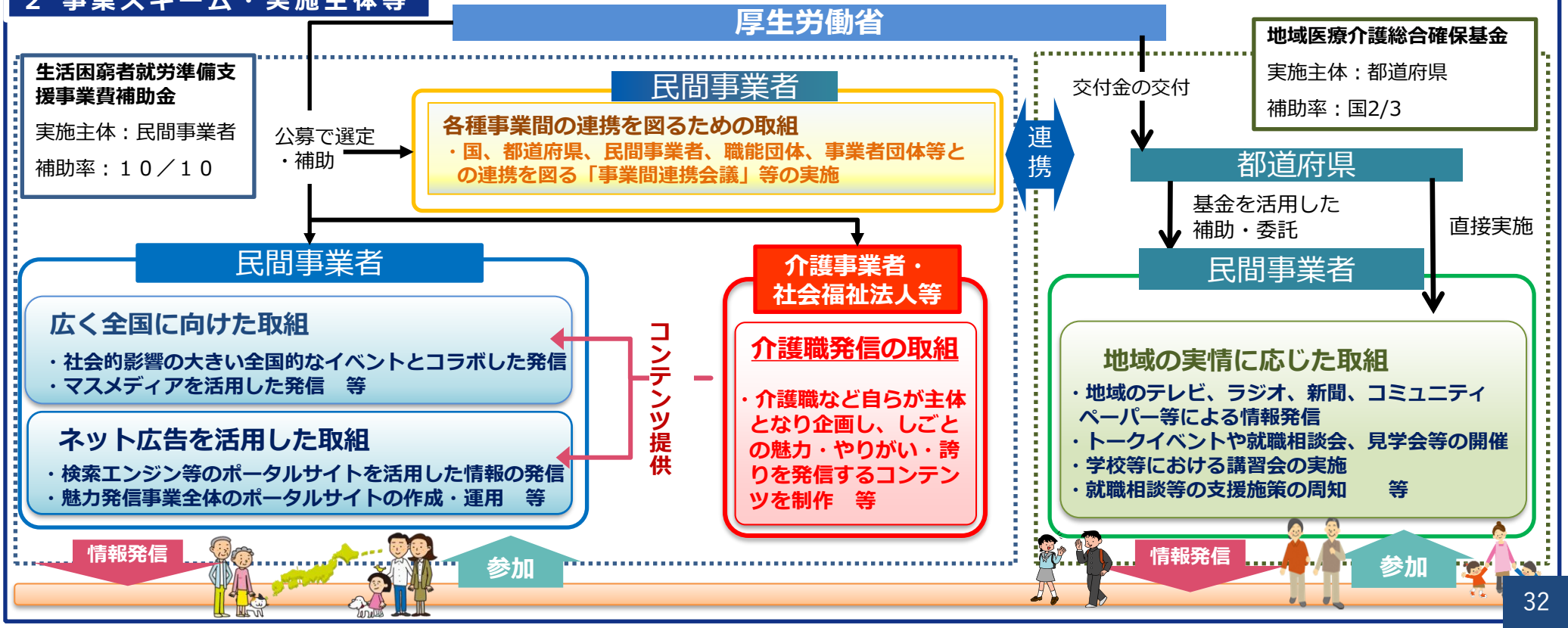

拡充

外国人介護人材受入環境整備事業

令和７年度当初予算案　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　５．９億円（５．6億円）※（）内は前年度当初予算額

１　事業の目的・概要

○　在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

①　介護分野における特定技能１号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
②　介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
③　受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等による定着支援

２　事業のスキーム・実施主体等

国

試験実施機関

民間団体（公募により選定）

介護技能評価試験等実施事業

・特定技能１号外国人の送出し国において介護技能評価試験等を実施

介護の日本語学習支援等事業

・介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用等を実施

外国人介護人材受入・定着支援等事業

・受入促進のための情報発信等
・介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】定額補助　**【実施主体】**試験実施機関、民間団体等

EPA介護福祉士候補者への支援事業について

社会・援護局福祉基盤課（内線）2894

令和７年度当初予算案　2.4億円の内数（2.5億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

【事業内容】

○　経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく外国人介護福祉士候補者等について、その円滑かつ適正な受入れのため、介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導・相談、受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。

○　外国人介護福祉士候補者の国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を行う。

○　外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。

外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業

○主な事業内容

・候補者の就労前の「介護導入研修」の実施
・候補者等の受入施設を巡回訪問して研修状況の把握や必要な指導の実施
・候補者等や受入施設からの就労・研修に係る相談・助言　など

○実施主体

公益社団法人国際厚生事業団

外国人介護福祉士候補者学習支援事業

○主な事業内容

・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施
・介護分野の専門知識に関する通信添削指導
・資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援　など

○実施主体

民間団体（公募による選定）

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業）

○主な事業内容

（候補者の学習支援）
・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
・日本語学校の授業料や通学等に要する経費
・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費
・喀痰吸引等研修の受講に要する経費
（研修担当者への支援）
・受入施設の研修担当者の活動に要する経費

○実施主体

都道府県

拡充

外国人介護人材に対する相談窓口・巡回訪問の体制拡充
外国人介護人材受入促進のための情報発信の拡充

社会・援護局福祉基盤課
（内線）2894

令和７年度当初予算案　外国人介護人材受入・定着支援等事業　5.9億円の内数（5.6億円の内数）

外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業　0.9億円（0.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、これまでも外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施、EPA介護福祉士候補者や特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施している。また、日本の介護現場において就労を希望する外国人介護人材の受入れを促進するため、海外で日本の介護をＰＲすること等により、外国人介護人材の確保に向けた取組を行っている。

○　「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていることを等を踏まえ、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口や巡回訪問の体制強化を行う。また、日本の介護現場に新たに来てもらうための対策として、日本から帰国した外国人介護労働者のネットワーク化を通じた外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化を図る。

2 事業の概要

○　外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取り組みに加え、太字部分の取組を実施。

「Japan Care Worker Guide」の運営　海外向けのオンラインセミナーの開催

1．情報発信（ WEBやSNS を含む）

➢介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。

2．【拡充】日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）

➢日本で就労経験のある帰国者（外国人介護労働者）を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。

3．相談支援の実施

➢外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口の体制を強化するため、相談窓口を担当する職員を増員する。

4．巡回訪問等の実施

➢EPA介護福祉士候補者及び特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。

【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、巡回訪問を担当する職員を増員する。

5．その他の相談支援等

➢協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。

3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体　◆ 補 助 率 ：定額　　◆主な対象経費：オンラインセミナー開催に向けた海外での事前準備・調整に係る費用、相談窓口・巡回訪問に係る人件費　など

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

社会・援護局福祉基盤課
（内線2871）

令和７年度当初予算案　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　3.5億円　（3.5億円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

○　小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制を確保するため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。

○　また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やＩＣＴ技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り（※）も可能。

（※）令和4年度に創設した事業メニュー「社会福祉連携推進法人設立支援事業」の単価を拡充し、法人の連携・協働化の支援を推進する。

2　事業の概要・スキーム

○　社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。

○　実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）

○　補助率：定額補助

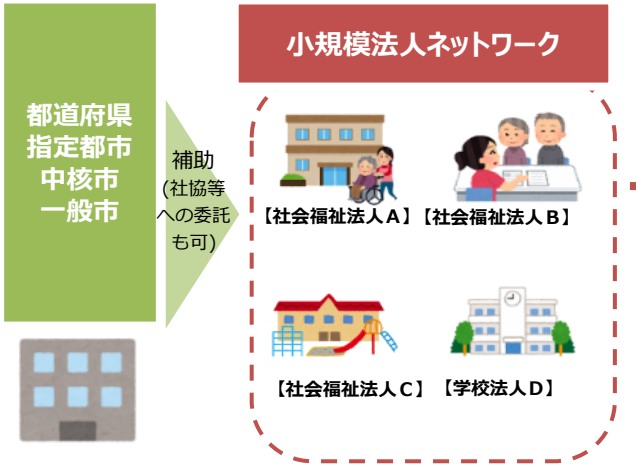

メニュー		
１．社会福祉連携推進法人設立支援事業	① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（１回限り、1,500千円）【単価拡充】 →　円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。	
２．法人間連携プラットフォーム設置運営事業	② 各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 →　地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。	（年間4,000千円、原則２か年）
	③ 福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 →　合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。	
	④ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（１回限り、3,200千円）	
	⑤ ＩＣＴ技術導入支援（１回限り、2,000千円） →　プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、ＩＣＴ技術を導入する。	

社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

令和７年度当初予算案　86億円（283億円）児童福祉に関係する施設・事業相当分（２０６億円）はこども家庭庁において計上。
※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。

※ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）（抄）
（国の補助）
第18条　国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げるものに限る。（略））に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額の3分の1以内を補助することができる。

2 事業の概要・スキーム

○　加入対象となる施設・事業
社会福祉法人が経営する
①　社会福祉施設等（保育所等）
②　特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
③　申出施設等（介護老人保健施設等）

○　財政方式：賦課方式

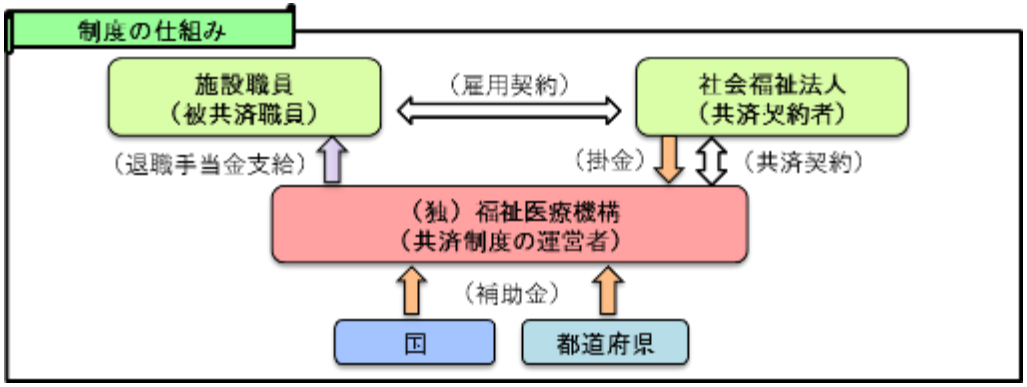

3 実施主体等

○実施主体：独立行政法人福祉医療機構
○参考：予算額の推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額	26,454,481	26,371,517	27,377,590	28,271,524

拡充

独立行政法人福祉医療機構運営費

令和７年度当初予算案

独立行政法人福祉医療機構一般勘定運営費交付金　13.3 億円（8.6億円）※（）内は前年度当初予算額
うち新型コロナウイルス感染症対策関連経費（債権管理事務費等）：11.9 億円

独立行政法人福祉医療機構共済勘定運営費交付金　6.8 億円（6.8億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

〇独立行政法人福祉医療機構の事業の運営に要する経費（業務経費等の事務費、人件費）に充てるために交付するもの。
〇令和７年度要求にあたっての課題は以下のとおり。
　一般勘定運営費交付金については、新型コロナウイルス対応支援資金（令和５年９月末に新規申込受付終了）の既往貸付の債権管理等に要する業務経費の確保。

2 事業の概要

〇　次の事業に必要な運営費を交付する。
①一般勘定：福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業
②共済勘定：社会福祉施設職員等退職手当共済事業

3 実施主体等

〇実施主体：独立行政法人福祉医療機構
〇参考：予算額の推移

（単位：千円）

	令和３年度			令和４年度			令和５年度	令和６年度
	当初予算額	補正追加額	補正後予算額	当初予算額	補正追加額	補正後予算額	当初予算額	当初予算額
一般勘定	1,081,914	564,520	1,646,434	764,016	196,900	960,916	1,004,649	864,107
共済勘定	638,460	—	638,460	731,856	2,001,055	2,732,911	684,301	684,280
合　　計	1,720,374	564,520	2,284,894	1,495,872	2,197,955	3,693,827	1,688,950	1,548,387

Ⅳ　災害時における福祉支援

被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2849）

令和７年度予算案　1.4億円（1.5億円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

○　東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2　事業スキーム・実施主体等

実施主体：福島県が適当と認める団体　　補助率：10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】
（1）相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
（2）避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
（3）相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
（4）相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】
（1）学費（研修受講費）　15万円を上限（実費の範囲内）
　※2年間従事した場合は全額返済免除
（2）就職準備金　・30万円＋①＋②　（1年間従事した場合全額返済免除）
　・50万円＋①＋②　（2年間従事した場合全額返済免除）
　①世帯赴任加算
　・ 家族と赴任する場合･･･ 12.5万円＋（世帯員数－1）×5万円
　・ 単身赴任の場合　･･･ 20万円
　②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続代行費用）
　・ 20万円を上限（実費の範囲内）
（3）教材費・住居費（通学費）　12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
　※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
（4）支援金　20万円を上限

住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供　等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援

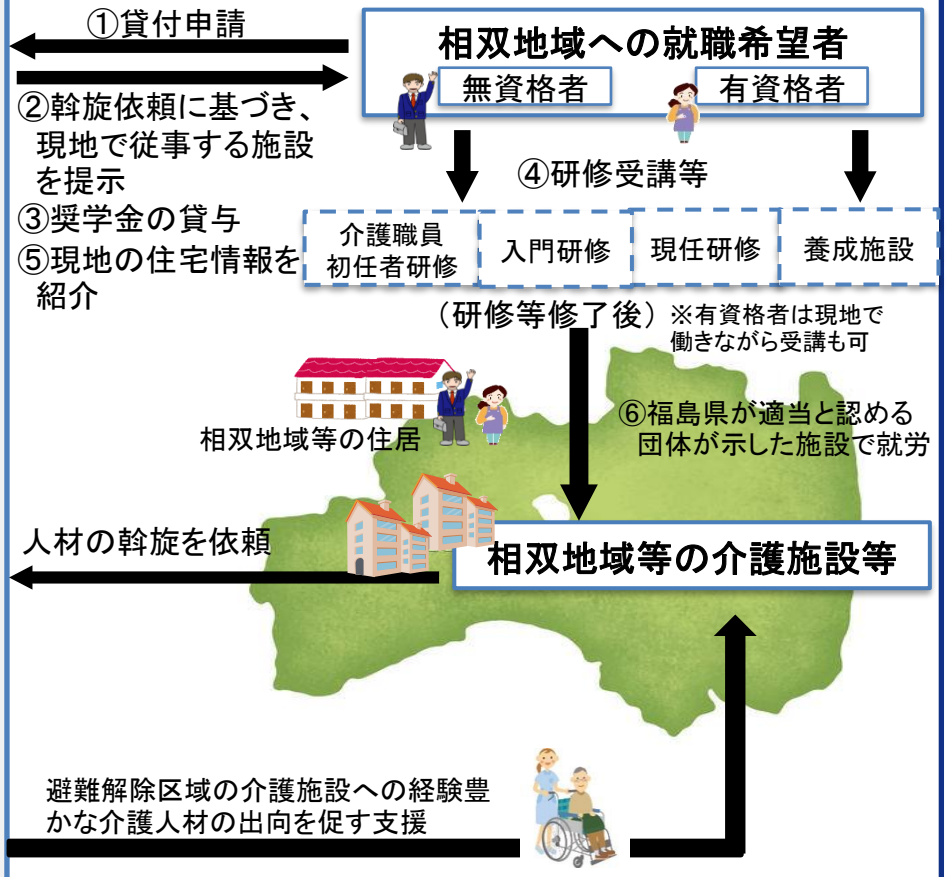

拡充 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

社会・援護局福祉基盤課
（内線2843、2864）

令和７年度予算案　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　2.9億円（2.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

○　災害時において、要配慮者から求められる福祉的ニーズに対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和５年度には全ての都道府県が配置された。

○　令和６年能登半島地震においては、すべての都道府県から多くのDWATが被災地へ派遣され、避難所や1.5次避難所における被災者からの相談支援などの福祉的な支援を通じて、被災者の生活を支えてきたが、DWATについては、派遣実績が少なく初動対応できるチームが限られていることや宿泊先等の拠点の確保が困難であったことから、被災状況等を把握し、初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成を進めていくことが必要である。

○　令和７年度においても、災害時の福祉的支援を実施できる体制づくりに向けた取組をさらに強化し、推進していく。

2　事業の概要・スキーム・実施主体等

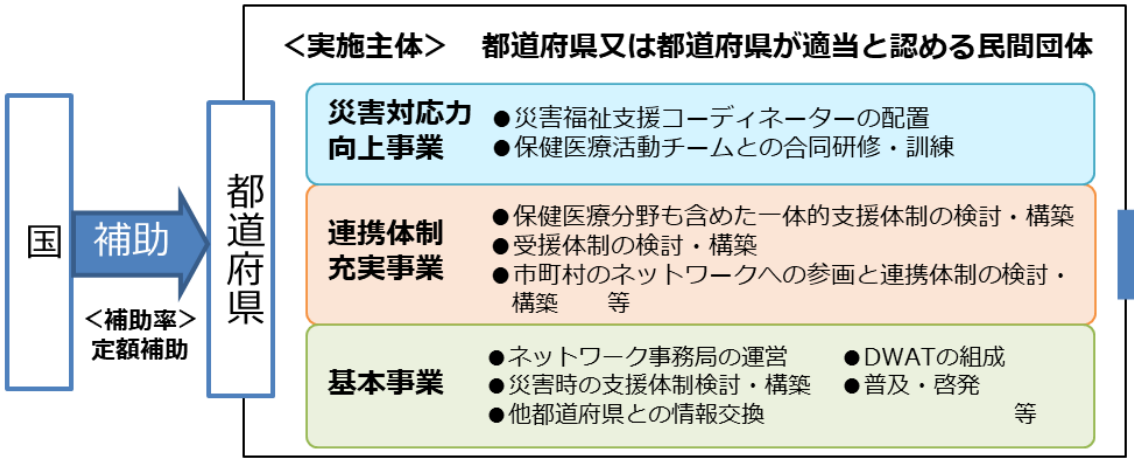

【令和７年度の主な取組】

- 「災害対応力向上事業」を実施し、災害福祉支援コーディネーターの配置を進める。
- 「連携体制充実事業」により、初動対応チームの派遣に必要な消耗品やレンタカー代等のロジスティックを支援する。
- 「基本事業」により、初動対応や在宅避難者等への支援を想定した都道府県の自主的な研修や訓練の実施、マニュアルの作成等研修を実施するために必要な講師謝金や会場借上等の費用を補助する。

拡充

災害福祉支援ネットワーク中央センター事業

社会・援護局福祉基盤課
（内線2843、2864）

令和７年度予算案　１８百万円（17百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　災害時において、要配慮者から求められる福祉的ニーズに対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和５年度には全ての都道府県が配置し、令和６年能登半島地震において派遣された。

○　令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATチーム員を養成する全国研修、災害時は都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置し、都道府県において中核的な担い手となる人材の育成等を実施。

○　DWATについては、派遣実績が少なく初動対応できるチームが限られていることや宿泊先等の拠点の確保が困難であったことから、被災状況等を把握し、初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成や長期間の派遣調整応を想定した応援・受援体制の構築、民間団体等との連携を推進していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

＜令和７年度の主な取組＞

①　平時の対応として、災害時における初動対応や在宅避難者等への支援において必要な対応を検討し、都道府県の自主的な研修や訓練等の実施に必要な研修素材の作成やプログラムの開発等を行うために必要な謝金や会場借料等を計上する。

②　災害時の対応として、長期間の派遣調整対応を想定し、被災地での活動、都道府県や支援団体間の調整に係る臨時職員の雇い上げ費用を上乗せし、支援体制を強化する。

実施主体：国（民間事業者へ委託）

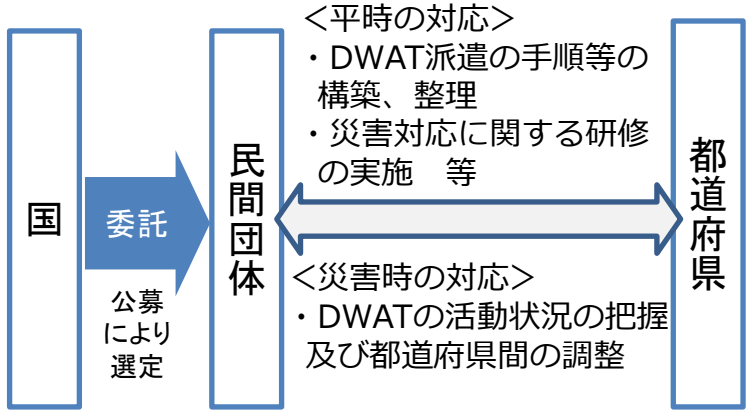

被災者見守り・相談支援等事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和７年度当初予算案　８億円（８億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。
（令和6年度時点で事業を実施している災害：令和2年7月豪雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年度台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨災害、令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨）

2 事業の概要・スキーム

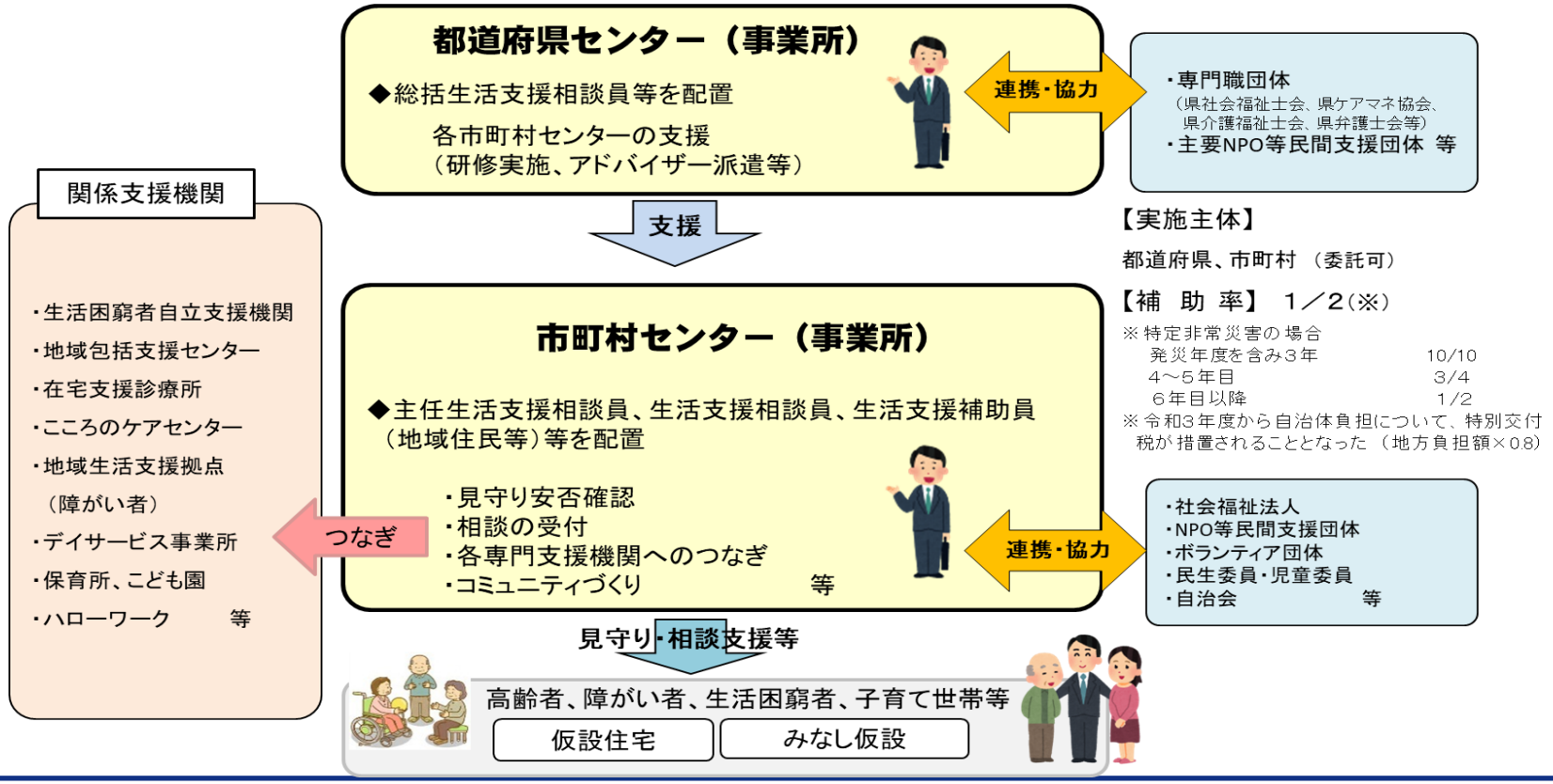

（参考）令和６年度補正予算

【○　居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化

令和6年度補正予算額　1.5億円

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
（内線2289）

①　施策の目的

令和6年4月に成立した「「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）により、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、同事業による居住継続支援体制の整備を促進する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③　施策の概要

市町村において、世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しており、自立相談支援機関単独での対応が困難な者への居住継続支援を行う観点から、重層的支援体制整備事業のうち、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制を整備するため、整備に必要な取組に対する補助を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○　実施主体：市町村　（委託可）

○　補助率：定額補助

○　事業内容

・　以下のいずれも満たす者にあっては、重層的支援体制整備事業のうち、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、入居後の見守り支援、地域の社会資源・支援メニューとのマッチング、地域と本人とのつながりの形成に向けた支援等を行うことで、入居した住宅への定着、貸主の不安の解消等を図る必要がある。

①	世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しており、自立相談支援機関単独での対応が困難な者
②	入居後支援が必要であるが、既存の社会資源では対応が難しい者

・　こうした住まい支援を行う体制を整備するため、支援を行う者（居住継続支援員）等に対する研修、支援対象者と地域とを円滑につなげるための社会資源の把握や関係者間のネットワークづくり等を行う。

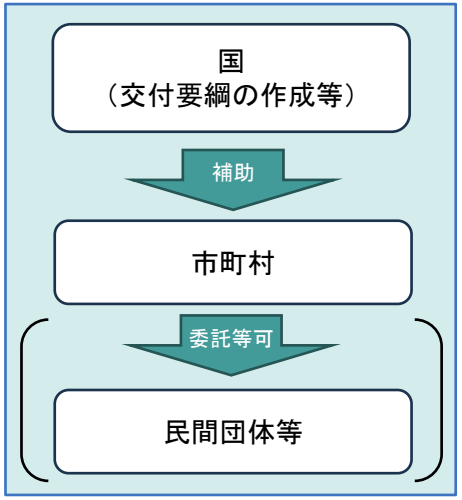

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）の解決が図られる。

施策名：重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和6年度補正予算額　51百万円

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
（内線2289）

①　施策の目的

地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制（「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」の3つの要素から構成される、地域生活課題の解決に資する支援が包括的にされる体制）の整備を進めるため、都道府県による同体制の整備に資する取組を促進する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③　施策の概要

市町村における包括的な支援体制の整備を促進するため、都道府県が行う、同体制の整備の検討に必要な実態調査やヒアリング等の実施、同体制の整備方針を検討／支援する人材養成研修の実施、アドバイザー派遣等を通じた技術的助言及び支援等に要する費用への補助を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○　実施主体：都道府県　（委託可）
○　補助率：3／4
○　事業内容：次の①～⑥に掲げる取組のうち、地域の実情に応じて必要な取組を実施する。

①	管内市町村の庁内庁外連携促進のための支援や、都道府県庁内庁外連携会議の開催
②	包括的な支援体制の整備の検討に必要な実態調査やヒアリング等の実施 （（※）地域福祉（支援）計画や重層的支援体制整備事業実施計画に係る経費は補助対象外。）
③	包括的な支援体制の整備方針を検討／支援する人材養成研修
④	包括的な支援体制の整備に係るアドバイザー派遣等、市町村への技術的助言及び支援
⑤	地域共生社会の実現に向けた機運醸成のためのセミナー、シンポジウム、住民説明会の開催等
⑥	その他市町村が包括的な支援体制を構築する上での必要な取組

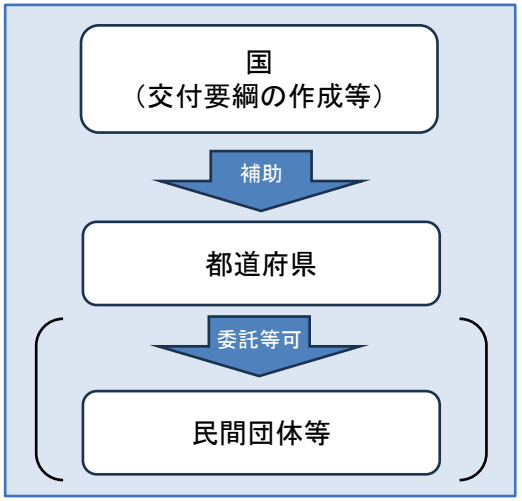

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

包括的な支援体制の整備が促進されることで、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）の解決が図られる。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名： 生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和6年度補正予算額 46億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化
   ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
   ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
   （1団体50万円上限（広域的な活動を実施する団体については100万円））
2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
   ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
   （自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）
   ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
   ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
3. 居住支援体制の整備
   自治体における住まい相談及び居住支援の実施に係る取組（ニーズ把握、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等）
4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率）等

事業実施主体

都道府県・市・区等
（福祉事務所設置自治体）

補助の流れ

厚生労働省
↓ 国庫補助
都道府県・市・区等
↓
自立相談支援機関等

※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として実施予定

補助率

国 3／4
福祉事務所設置自治体 1／4

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

【○　居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和6年度補正予算額　5.2億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

①　施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③　施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（1）助成先
　生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等）

（2）助成対象事業
　生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

（3）実施方法
　福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

（4）助成額
　①　全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体　上限2,000万円
　②　2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体　上限900万円
　③　同一都道府県内での支援活動を行う団体　上限700万円

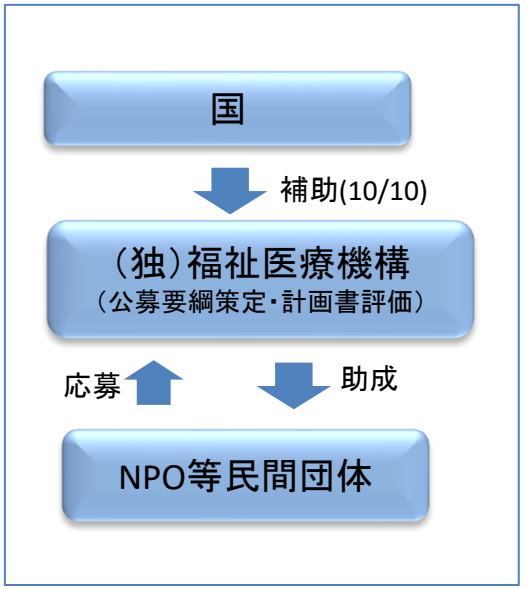

⑤　成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

施策名：就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業

令和6年度補正予算額　1.2億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2876）

①　施策の目的

就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③　施策の概要

就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業・家計改善支援事業の広域的実施

〇　就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

（取組内容）

・都道府県による広域的な就労準備支援事業又は家計改善支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。

→本事業を実施した自治体に対しては、以下の既存メニューや「自治体コンサルティング事業」を活用し、事業実施のための支援を行う。

〇【都道府県による事業未実施自治体に対する立ち上げ支援】 都道府県が事業未実施自治体を参加させ、OJT形式でのノウハウの共有や、関係者間のネットワーク構築などを通じて、事業の立ち上げに向けた環境整備を進める。

（取組内容）
・OJT形式での事業実施のノウハウ共有。
・自治体間及び自治体と地域の社会資源との間のネットワーク構築の支援。

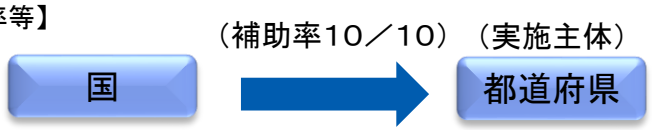

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

未実施自治体が実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

【○　居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

令和6年度補正予算額　1.0億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2290）

①　施策の目的

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③　施策の概要

就労支援に関する3事業（自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業）を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行い、その効果を検証する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

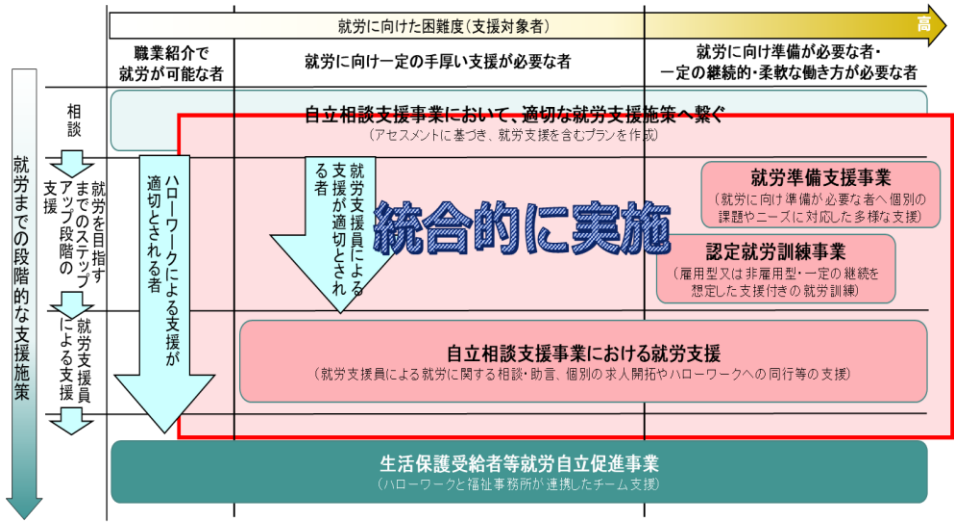

【実施主体】 国（委託費）

国

調査・研究事業者

モデル実施事業者

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

就労支援の効率的・効果的な取り組みが行われることにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

【〇　居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業

令和6年度補正予算額　38百万円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2290）

①　施策の目的

生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時に行い、効率的な事業実施を目指す。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		〇

③　施策の概要

研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取り組みも同時に行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業内容】

（1）都道府県研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ支援

〇　都道府県研修企画チーム（都道府県研修実施要件）と支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援を実施する。

立ち上げに際しての準備会や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会議や会合を企画し、交流を図るとともに、地域ごとに行っているノウハウの共有や事例発表等、支援員へのメンタルケアや資質向上のための研修会や意見交換等を実施する体制を構築する。

（2）就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり

〇　就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体に向け、広域実施の取り組みを促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

支援者への支援を早期に実施することにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

令和6年度補正予算額　5.1億円

施策名：生活福祉資金業務システム等改修事業

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

① 施策の目的

ア　生活福祉資金貸付事務のオンライン化について、社協における実証事業の実施に向けて、申請～貸付決定までの手続きについて、システムの設計・構築のための要件整理を実施する。【国（委託費）】
イ　既存の債権管理システムについて、新たなシステムとのデータ連携等、オンライン化を見据えた基盤更新を行う。【補助金】

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③ 施策の概要

【事業内容】

ア　生活福祉資金貸付事務について、これまで行われてきたシステム要件の前提となる業務フローの標準化等の検討内容を踏まえ、オンライン化に向けたシステム要件整理を行うとともに、実証事業の実施に向けて全社協・都道府県社協・市町村社協等の関係者との具体的な調整等を進める。
○ システム要件整理
・ 借入の相談から貸付審査・決定、貸付期間中の支援までをオンライン化するために、各社協で構築するシステムの要件を整理する。
○ 実証事業の実施に向けた調整
・ 実証事業の実施に向けて、各社協と実証実施への参加調整等を行うとともに、実施方法やスケジュールを調整する。

イ　全社協の「貸付審査生活福祉資金業務システム」について基盤等の更新等を行う。
・「貸付審査生活福祉資金業務システム」について、基盤の更新を行う。

【デジタル化に向けた流れ（案）】

Step1
・ 都道府県社協・市町村社協における事務フロー等の標準化
・ システム構成の検討、要件整理

Step2
・ 全社協においてハブとなるシステムの設計・構築
・ 市町村社協・都道府県社協において実証事業を実施

Step3
マイナンバーの活用により、申請時の添付書類の省略や、社協における申請内容の確認を効率化

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】ア：国（委託事業）　イ：補助金（全国社会福祉協議会、都道府県（補助率：１０／１０））

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

社会福祉協議会における生活福祉資金貸付事務のデジタル化を加速化する。

令和6年度補正予算額　1.0億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2290）

施策名：生活困窮者自立支援統計システム改修

①　施策の目的・概要

既存のシステムにおいては、生活困窮者自立相談支援事業及び重層的支援体制整備事業について、各制度の実施状況の迅速な把握を行っているところ。
法改正に伴い、住まいの相談体制を拡充することに伴って必要となる、住まいに係る相談記録・支援状況の入力や統計情報を作成するためのシステム改修を実施する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③　施策の概要（改修イメージ等）

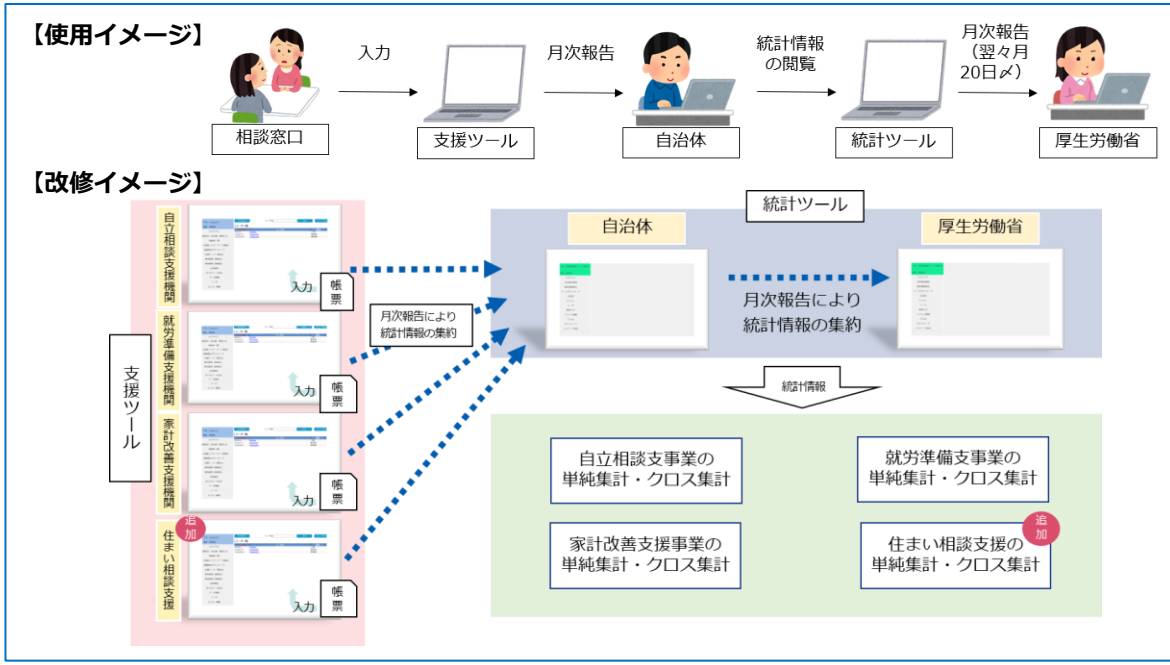

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】国

【補助の流れ】

厚生労働省
↓ 公募
事業者

⑤　成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

住まいの相談支援窓口において、業務が効率的かつ円滑に行われるとともに、制度の実施状況の迅速な把握を行うことができる。

【〇地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化】

施策名：地域における自殺対策の強化

令和6年度補正予算額　20億円

社会・援護局総務課
自殺対策推進室
（内線2279）

① 施策の目的

・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③ 施策の概要

Ⅰ　地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化
（1）「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援
・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援

（2）地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化
・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援

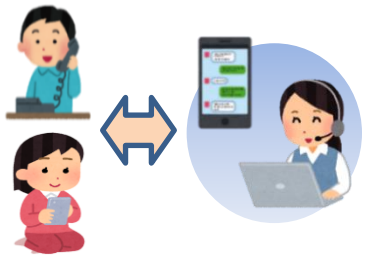

Ⅱ　社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○ 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
○ 交付率：10/10 、2/3（都道府県・指定都市）
：10/10（民間団体）

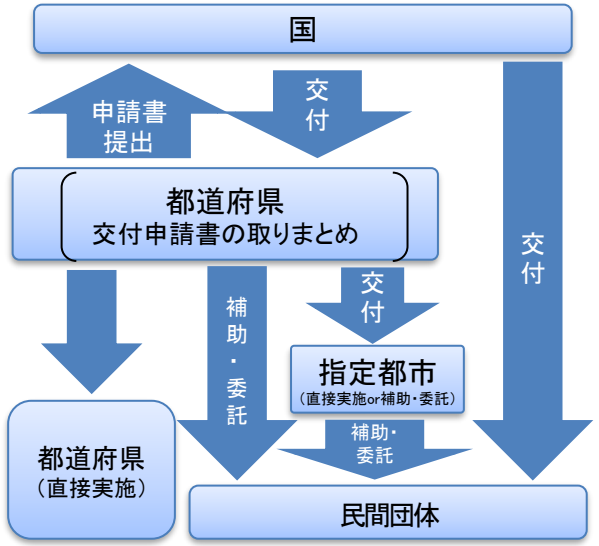

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

【〇地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化】

施策名：官民協働等女性支援加速化事業

令和6年度補正予算額　2.0億円

社会・援護局総務課
女性支援室
（内線4584）

①　施策の目的

〇　令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
〇		〇

③　施策の概要

〇　様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体等が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を行う事業をモデル的に実施する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業概要】

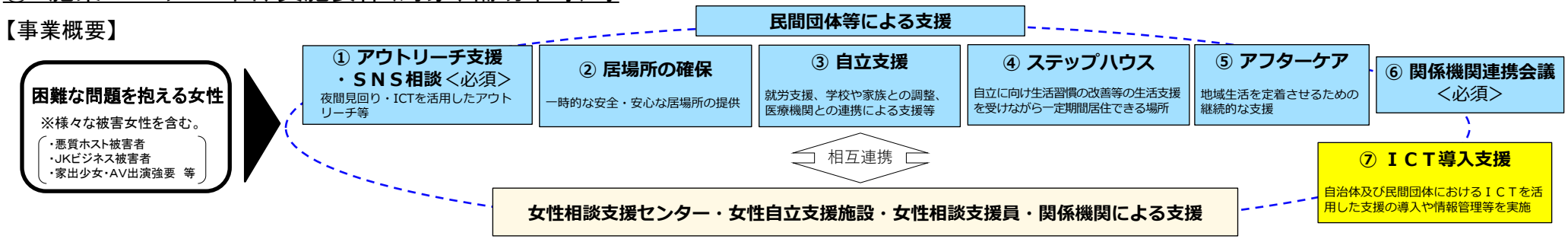

【補助実施主体】都道府県、市町村（特別区含む）　【補助率】国１／2、都道府県・市町村（特別区含む）1／2

【補助の流れ】　国 → 都道府県・市町村（特別区を含む） → 民間団体等

補助（1／2）

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

〇 各自治体が策定した基本計画に基づく民間団体との協働等による女性支援の推進が図られる。
〇 ICT化を推進することにより、相談支援の効率化や生産性の向上、職員の業務負担の軽減が図られる。

施策名：持続可能な権利擁護支援モデル事業

令和6年度補正予算額　4.2億円

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
（内線2228）

①　施策の目的

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村においてモデル事業を実施し、課題の検証等を行う。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③　施策の概要

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的マネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【実施主体】市町村（委託等可）

【基準額】1自治体あたり5,000千円／取組

【補助率】3／4

【取組内容】

1．包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的マネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組

2．総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を合わせて提供する取組

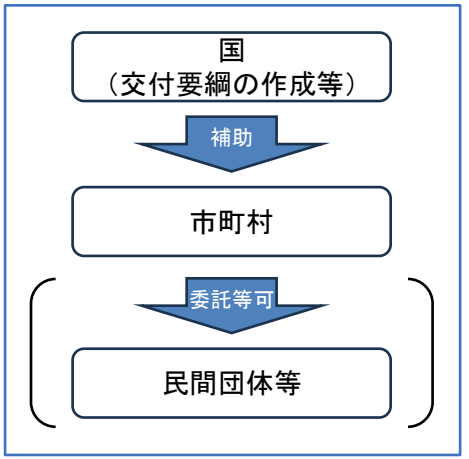

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようにする。

【〇居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

令和6年度補正予算額　6.2億円

社会・援護局保護課
保護事業室
（内線2829）

①　施策の目的

〇令和7年4月から施行される都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みも踏まえ、被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する健康管理等に係る支援を強化することを目的とする。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		〇

③　施策の概要

〇被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対し、多様な関係機関の連携の下、個々のニーズに応じた個別的な支援プランの作成、社会的居場所へのつなぎ等の支援をモデル的に実施する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

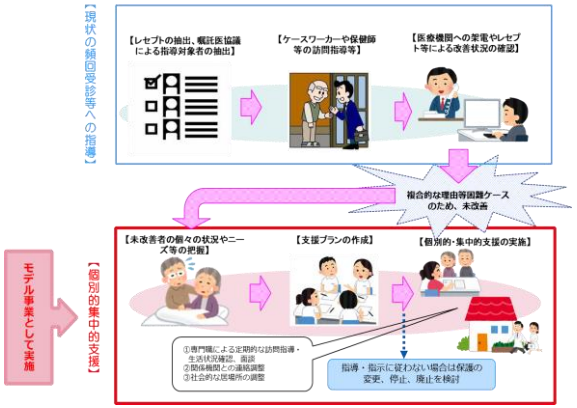

【実施主体】福祉事務所設置自治体（都道府県が広域的に実施することも可）
【補助率】3／4

○　福祉事務所において、頻回受診者等に対し訪問等による指導が行われているが、複合的な課題を抱える等、現状の指導では改善の難しい未改善者も一定数存在する。

○　こうした未改善者について、多様な関係機関の連携の下、個々のニーズに応じた個別的な支援プランを作成し、次のような支援を集中的に行う事業についてモデル的に実施する。

①　未改善者等の生活・健康状態を把握し、本人同意の下、その改善に向けた目標設定・ニーズに応じた支援プランを作成

②　専門職による定期的な訪問指導・生活状況確認、関係機関との連絡調整

③　本人の希望を踏まえ、当事者同士の交流の場の設定、既存の社会資源（社協が行うサロンや認知症カフェ、介護予防のための通いの場など）の紹介、参加調整等の支援　等

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

〇被保護者のうち、頻回受診や多剤・重複投与等の課題を抱える者の状態像の改善　等

施策名：被保護者就労準備支援等加速化事業

令和6年度補正予算額　17億円

社会・援護局保護課
保護事業室
（内線2833）

① 施策の目的

• これまで予算事業として実施してきた被保護者就労準備支援事業等について、令和6年法改正においてより幅広い自治体での実施を促す観点から法定化されたことを受け、未実施自治体における早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援を実施するもの。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③ 施策の概要

• 被保護者就労準備支援事業等の未実施自治体において、試行的に一連の業務を実施し、事業を円滑に実施するための課題整理・対応策検討を行うことができるよう支援。その際、地域の実情を踏まえ、令和6年法改正で創設された「一体実施」（被保護者が生活困窮者向けの事業に参加）の導入も含め、課題整理・対応策検討を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○ 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業・被保護者地域居住支援事業の未実施自治体が法施行後、円滑に各事業（一体実施を含む。）を実施できるよう、令和6年度中に事業実施の立ち上げを支援。【補助率2／3】

・被保護者就労準備支援事業
　就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う

・被保護者家計支援事業
　家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対し、家計に関する支援を行う

・被保護者地域居住支援事業
　居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、入居支援や訪問による見守り、必要な情報の提供及び助言等を行う

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

未実施自治体に対する重点的支援の実施、また、一体実施の導入など地域の実情に合った事業の展開を通じて、被保護者支援の強化・拡充が可能となる。

施策名：被保護者に対する金銭管理支援

令和6年度補正予算額　13億円

社会・援護局保護課
保護事業室
（内線2833）

①　施策の目的

- 依存症を抱えるなど金銭管理能力に課題がある被保護者に対し、本人の希望を前提に、生活費の適正な管理に関する支援を行うことにより、被保護者の生活の安定や自立につなげる。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③　施策の概要

- 依存症を抱えるなど金銭管理能力に課題がある被保護者に対し、本人の希望を前提に、預貯金の払い戻しや公共料金の支払い代行といった日常生活費の管理支援を行うとともに、日常生活を安定させるための支援や教育支援を行うことにより金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○支援対象者

・アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる(おそれがある)者　・公共料金や家賃などの滞納（を招くおそれ）がある者　等

○支援のイメージ

・日常生活費の管理支援　（例：預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援（援助）、生活費の払出や預入の助言）
・日常生活を安定させるための支援　（例：依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援）
・自分で管理を行っていくための手続き支援　（例：銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援）
・教育支援　（例：お金の使い方や、物やサービスの値段に関心を持ってもらうための金銭管理教育）

○補助率　10/10

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

金銭管理能力に課題がある被保護者に支援を行うことで、生活費が計画的に使われることになり、被保護者の生活の安定や自立につながる。

施策名：災害時情報共有システム改修事業（保護施設等の追加）

令和6年度補正予算額　50百万円

社会・援護局保護課
保護事業室
（内線2833）

① 施策の目的

- 災害発生時における保護施設等の被害状況などを国・自治体がリアルタイムに共有し、被災施設等への迅速・適切な支援が可能となるよう、被災状況等を共有するシステムを整備。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③ 施策の概要

- 災害発生時における社会福祉施設等の被害状況などを国・自治体がリアルタイムに把握・共有し、被災施設への迅速・適切な支援（停電施設への電源車の手配等）を行うことを可能とするため、（独）福祉医療機構において「災害時情報共有システム」を構築・運用しているところ。
- 今般、当該システムの対象施設に「保護施設等」を追加することとし、福祉医療機構に対して必要となる経費の補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

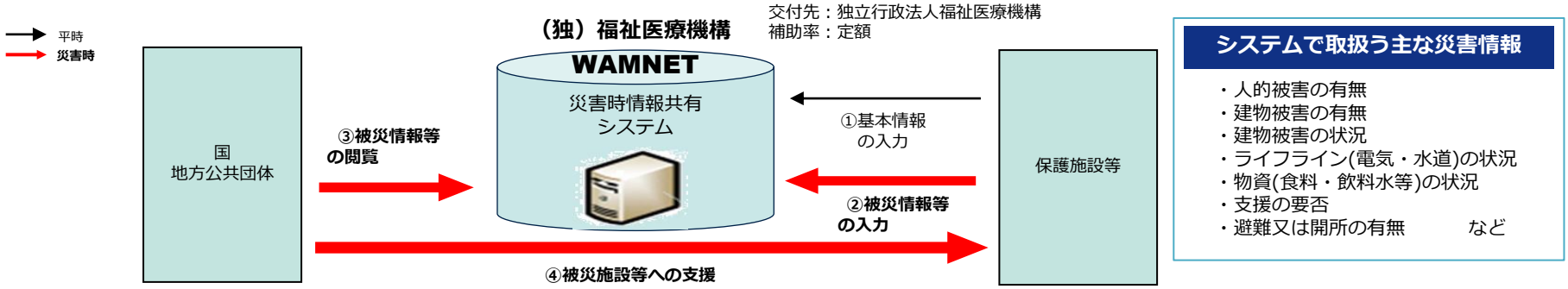

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

被災した保護施設等への迅速な支援、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化、国と地方公共団体等が一体的に災害対応を進める環境整備が可能となる。

【〇　居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

施策名：貧困ビジネス対策事業

令和6年度補正予算額　4.2億円

社会・援護局保護課
保護事業室
（内線2833）

①　施策の目的

・いわゆる「貧困ビジネス」について、情報収集・共有や不適切事例への対処等に関する対策を強化し、被害の未然防止を図る。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		〇

③　施策の概要

・いわゆる「貧困ビジネス」への対策強化に向け、自治体における以下の取組に対する補助事業を創設する。
①都道府県等による無料低額宿泊所（無届を含む）に関する情報収集の強化や、管内担当職員等に情報共有を図る取組（研修会等）
②福祉事務所による要保護者の自立を阻害する物件・施設に関する情報収集の強化や、被保護者に対する転居支援等の実施

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

1．無料低額宿泊所に関する情報収集・共有の強化　【補助率10/10】
都道府県等（無料低額宿泊所所管課）における以下の取組を支援。
・無料低額宿泊所（無届を含む）に関する実態や不適切な事例等について、情報収集・整理の取組を強化。
・得られた情報を元に、不適切な事例への対処方法を含め、管内福祉事務所や「地域居住支援事業」を行う者等に対する研修等を開催するなど、情報共有を強化。
近隣都道府県間においても積極的に情報共有を行い、広域的な不適切事案にも対処。

2．被保護者に対する助言・支援の強化　【補助率10/10】
福祉事務所における以下の取組を支援。
・ケースワーカーによる被保護者訪問等を通じた、自立を阻害する不適切な物件・事例に関する情報収集・整理や、居住支援法人など関係機関との情報共有を強化。
・現に不適切物件に入居している被保護者に対する転居支援を実施。

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

貧困ビジネスへの対応を強化することで、被保護者の最低生活の保障と自立の助長を図ることが可能となる。

施策名： 生活保護業務のデジタル化調査研究事業

令和6年度補正予算額　94百万円

社会・援護局保護課
（内線2655）

① 施策の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）により、生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化に取り組むこととされたことを踏まえ、令和7年以降の制度見直しなど基幹事務システムの標準仕様の改訂に向けた調査研究を行い、更なる業務負担の軽減を図る方策を検討する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③ 施策の概要

- 被保護者就労準備支援事業の法定化など令和7年以降の実施が予定される制度見直し等に関する自治体の基幹システムへの反映について、令和6年度中にシステムの標準仕様に関わる内容の検討を行う必要が生じるため、調査研究を行い標準仕様書の改訂を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【実施主体】 国（委託事業） （10/10）

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化について、調査研究を行い更なる業務負担軽減を図る方策を検討し、業務効率化の推進を図る。

施策名： 生活保護業務関係システム改修事業

令和6年度補正予算額　20億円

社会・援護局保護課
（内線2996）

① 施策の目的

- 生活保護の制度見直し（進学・就職準備給付金）及び被保護者調査の調査項目変更等に対応した生活保護業務関係システムの改修を行い、制度の安定的かつ効率的な運用を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③ 施策の概要

- 生活保護の制度見直し等に対応するため、自治体の生活保護基幹システムの改修に要する費用について補助を行うとともに、国の生活保護業務データシステムを改修する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

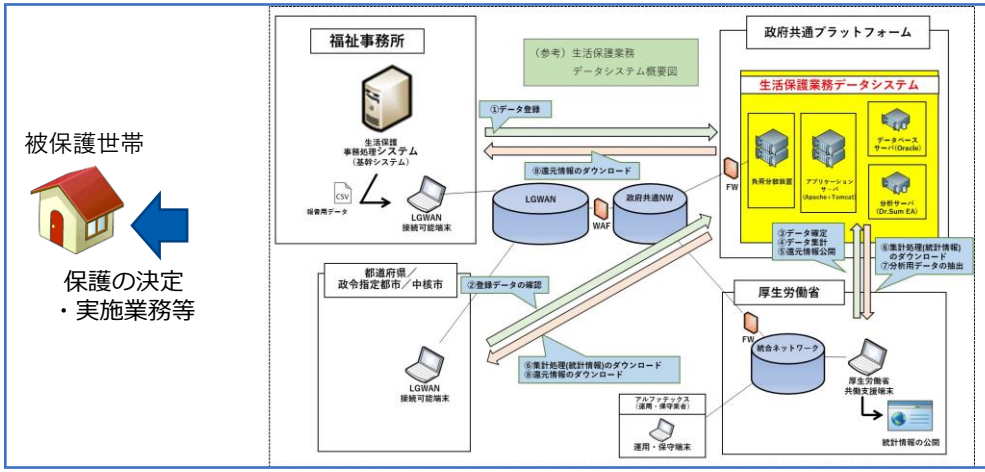

1．自治体への補助（補助率1/2）

○　各福祉事務所の生活保護基幹システムの改修に係る費用等への補助

※　生活保護の制度見直し等に合わせて必要となる各福祉事務所の生活保護基幹システム等の改修に必要な費用等への補助

（進学・就職準備給付金の副本改修・「中間サーバー」との連携及び被保護者調査の調査項目変更に必要な費用等への補助）

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

2．国の生活保護業務データシステムの改修

○　国が保有する生活保護業務データシステムについて必要な改修を実施

※　生活保護の制度見直し等に合わせて、国が保有する生活保護業務データシステムを改修

【実施主体】国

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生活保護の制度見直し等に対応して地方自治体及び国の生活保護業務関係システムの改修を行うことにより、生活保護世帯の自立支援などの効率的な実施や生活保護の適正な実施に資することを期待している。

【〇公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組】

施策名：医療扶助のオンライン資格確認導入に係る指定医療機関・指定薬局への補助

令和6年度補正予算額　75億円

社会・援護局保護課
保護事業室
（内線2829）

① 施策の目的

〇医療扶助のオンライン資格確認は、本年3月から運用が開始されたところであるが、現状、医療機関等においては、全体の約1／3の導入に留まっていることなどから、医療扶助のオンライン資格確認の更なる普及促進を図ることを目的とする。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
〇		〇

③ 施策の概要

〇医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピューターシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【実施主体】　医療機関等（間接補助）

【補 助 率】　病院，大型チェーン薬局：1/2，診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

○　指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

	病 院	大型チェーン薬局 （グループで処方箋の受付が月４万回以上の薬局）	診療所 薬局（大型チェーン薬局以外）
費用の補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、その1／2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、その1／2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、その3／4を補助

※　消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

○　医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支基金へ補助を行う。
（具体的な事務の例）
・　交付申請書等の受付・取りまとめ　・　申請内容の確認　・　医療機関等への修正依頼
・　申請書類の差し替え　・　データ入力　・　医療機関等からの問い合わせ対応　　等

※　医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。

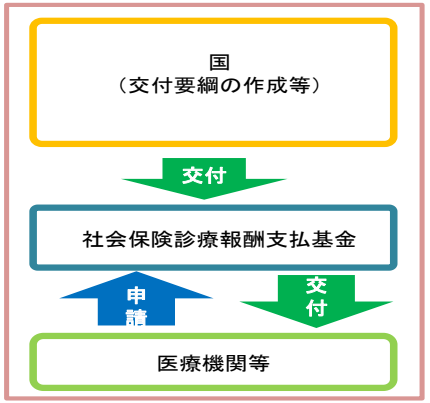

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

〇被保護者の医療機関等への受診の際の利便性の向上
〇福祉事務所における医療券発行事務に係るコスト低減、医療機関等における資格確認事務の円滑化
〇オンライン資格確認の実績ログを活用した頻回受診対策の強化　等

施策名：被保護者の保健指導情報とのデータ連携

令和6年度補正予算額　1.9億円

社会・援護局保護課
保護事業室
（内線2829）

①　施策の目的

○生活保護法の一部改正により、令和7年4月から、都道府県が、医療扶助の実施状況等に関するデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村に対し、必要な助言等の支援を行う枠組みが施行されることを踏まえ、被保護者の保健指導情報について、NDBを通じて集積・収集・分析ができるようにすることを通じて、実際の被保護者の健康管理支援に有効に活用していくことを目的とする。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③　施策の概要

○被保護者の保健指導情報を集積・収集できるようにするため、特定健診等データ収集システム等の機能拡張を図るために必要なシステムの改修等を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

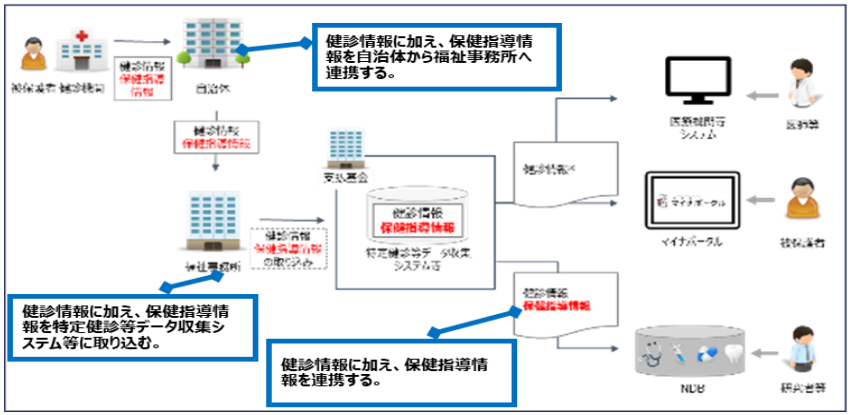

【実施主体】　社会保険診療報酬支払基金
【補助率】　定額

○　被保護者の保健指導情報を集積、収集できるようにするため、特定健診等データ収集システム等の機能拡張を図るために必要なシステムの改修等を行うものである。

【資金の流れ】

国 → 補助金 → 支払基金

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

○被保護者の保健指導情報の把握・分析による生活習慣病予防、重症化予防の取組の強化　等

施策名：医療扶助等におけるDX推進調査研究事業

令和6年度補正予算額　1.5億円

社会・援護局保護課
保護事業室
（内線2829）

① 施策の目的

○令和6年3月から医療扶助のオンライン資格確認が導入されたところであるが、更なる医療扶助の運用の効率化等を図る観点から、オンライン資格確認の基盤も有効に活用し、DXの推進等を図るための調査研究を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③ 施策の概要

○オンライン資格確認の利活用状況の把握や、オンライン資格確認システムの改善・介護券の電子化等医療・介護DXを踏まえたシステムの在り方に関する調査研究を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【1．オンライン資格確認の基盤を活用した医療DXの推進への対応】

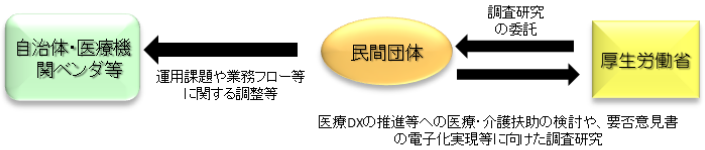

【2．オンライン資格確認の導入推進及び周知広報】

1．オンライン資格確認の基盤を活用した医療DXの推進への対応

○　医療扶助の医療DX等の推進への新たな対応として、オンライン資格確認システムの改善、電子カルテや介護情報基盤への介護券の連携への実現方式における課題検討などを行う。

2．オンライン資格確認の導入推進及び周知広報

○　福祉事務所等に対し、オンライン資格確認等の一層の普及、利活用の促進を図るための周知広報等を実施。

【実施主体】　国（委託費）

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

○被保護者が医療機関等を受診する際の利便性の向上
○オンライン資格確認の普及・改善を通じた福祉事務所や医療機関等における事務処理の効率化　等

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：介護福祉士修学資金等貸付事業

令和6年度補正予算額　41億円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2845）

①　施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保・育成が重要。
貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③　施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

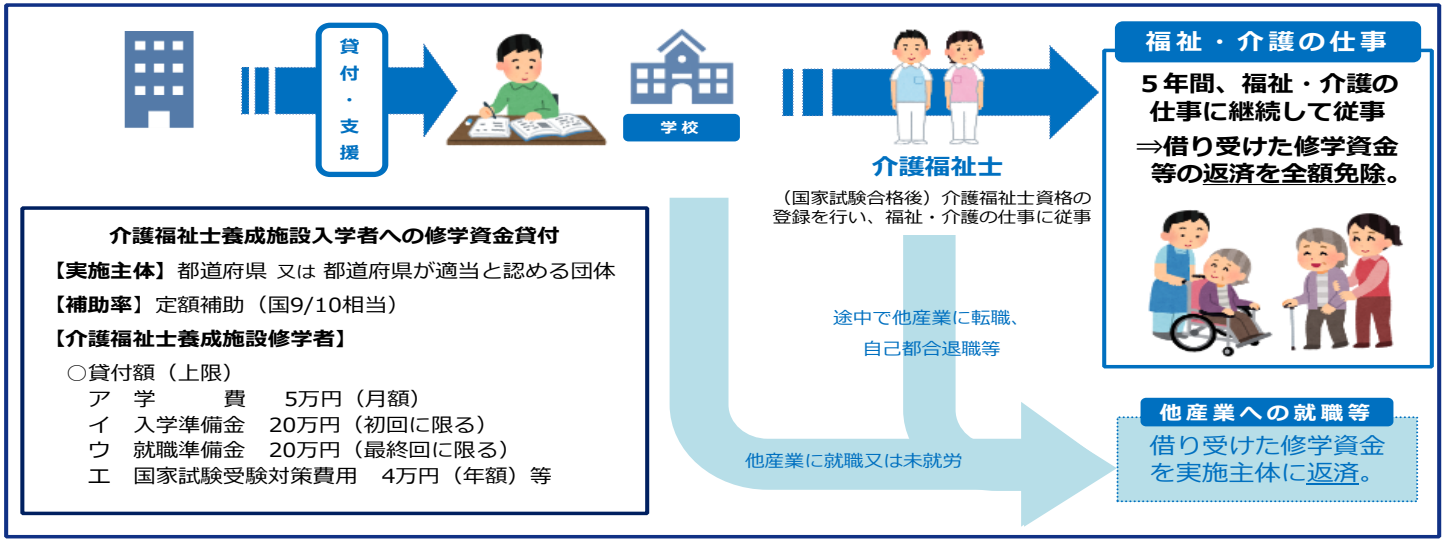

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

令和6年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業

令和6年度補正予算額　50百万円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2849）

① 施策の目的

〇 介護職員の意欲、能力、ライフステージ等に応じたキャリアパスを構築し、定着促進や資質向上につなげる観点から、マネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対し介護の知識や技術の指導を行うことなど、多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていくことが重要。

〇 この複数の到達点を持つキャリアモデル（いわゆる「山脈型キャリアモデル」）の介護現場への普及・浸透を目指し、職員の意向、事業所の目指すビジョン等を踏まえた個々のキャリアパスを構築する取組をモデル的に実施し、その支援・取組の横展開を通じ、人材の離職防止・定着促進を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
〇		〇

③ 施策の概要

1. キャリアパス構築モデル実施（実施イメージ）

＜山脈型キャリアモデル＞

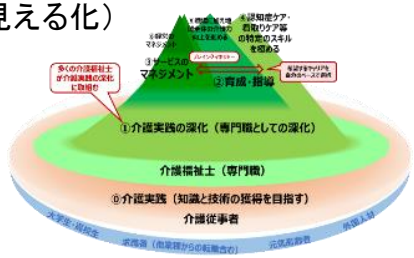

〇 モデル構築（職員の意向等を踏まえたプラン作成・事業所の目指すべき方向の見える化）

① 現状の洗い出し（職員配置・研修計画・受講状況、これまでの職員の意向）
② 現在の職員の意向把握
③ 事業所（法人）のビジョンの設定
④ 事業所（法人）のビジョン、職員意向を踏まえたキャリアパス構築検討
⑤ 職員個々の目的地に沿ったの必要な研修等のプランニング

〇 モデル構築支援、モニタリング、課題分析等

⑥ ①～⑤の状況に応じ、有識者の派遣・アドバイス、実践状況のモニタリング、効果・課題把握分析、普及方法の検討。

2. モデル実施状況を踏まえた研修等を通じた普及

・ 各モデル実施事業所における検討・実施過程を踏まえ、事業者がこうしたキャリアモデルを導入できるよう、効果、課題、取組手法等を整理した事例集を作成する。この事例集も活用し、関係団体や都道府県等自治体も巻き込んだ研修やシンポジウム等を行い、全国への横展開を目指す。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】

民間事業者（シンクタンク等）

【資金の流れ】

厚労省
↓ 補助（定額）
民間事業者

【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

本事業によって、複数の到達点を持つキャリアモデルの構築・横展開が進むことで、人材の離職防止・定着促進が図られるとともに、働きやすい職場環境の整備にもつながり、介護人材確保の推進が図られる。

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：介護未経験者マッチング機能強化モデル事業

令和6年度補正予算額　78百万円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2849）

① 施策の目的

〇 介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル（例：民間事業者のマッチング機能を活用し、未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を効率的に短期・短時間で実施できる仕組み等）事業を実施。

〇 このモデル事業の支援・横展開を通じ、これまで介護に関わりのなかった層の介護現場への接点を増加させ、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
〇		〇

③ 施策の概要

地方自治体が、地域の実情に応じ、主に未経験者を対象としたマッチング機能を強化するモデル構築への支援をし、その経過・成果を横展開する。

1. 介護未経験者マッチング機能強化モデルの構築

〇 地域の介護事業者等と連携し、介護未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務などを切り出した上で、民間事業者のマッチング機能等を活用し、効率的に短期・短時間の業務と未経験者のマッチングを実施。

〇 WEBやアプリ等の活用で、マッチングコストを下げつつ、介護事業者の状況等の見える化も促進。未経験者の介護現場での業務への心理的ハードルを下げる。

〇 未経験者が介護現場との接点を持つことで、職場体験や、入職のきっかけに繋げるとともに、介護現場と地域のつながりを育むモデルの構築を図る。

2. 上記モデルを構築するうえでの検討・実施・取組の普及体制の構築

都道府県、市町村、業界団体、民間事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。また、実施過程を踏まえ、課題・効果・取組手法をとりまとめ、管内事業所が導入に資するよう周知・普及の取組を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】

都道府県、市町村

【資金の流れ】

厚労省 → 補助（定額） → 都道府県、市町村

【補助率】

定額

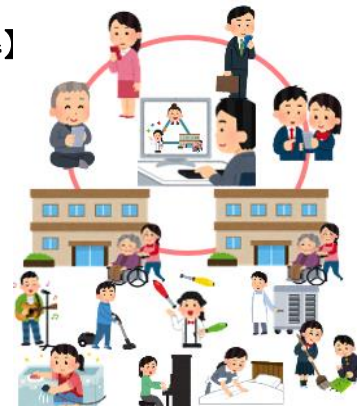

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し、入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護現場における業務負担軽減が図られ、介護人材確保の推進が図られる。

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：潜在介護福祉士等就職支援モデル事業

令和6年度補正予算額　22百万円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2275）

① 施策の目的

〇 都道府県福祉人材センターは、無料職業紹介、職員の確保に関する事業所への相談支援や福祉の仕事に関する啓発活動など、福祉人材確保に関する取組を行っており、民間職業紹介事業者等が担うことのできない事業の実績・事業手法を有している。

〇 ハローワークや都道府県等を介した公的人材紹介を充実させることが重要。

〇 離職した介護福祉士等はセンターに届け出ることが努力義務とされていることから、その強みを活かし、届け出た後の求職者等が他産業に流れずに、介護・福祉業界に再入職等するよう、積極的にアプローチする体制強化を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
〇		〇

③ 施策の概要

〇 きめ細かなマッチングの強化による定着促進

福祉人材センターの強みを活かし、事業所訪問等を通じて、求人票には表すことができない事業所の状況を把握するとともに、離職した介護福祉士等はセンターに届け出ることが努力義務とされていることから、当該制度を活用して届出等が行われた求職者に対して、アプローチ（電話や訪問・オンライン）を行い、対面等により、本人の離職時等の状況を把握したうえで、求職者の性格等を考慮したきめ細かなマッチングを行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

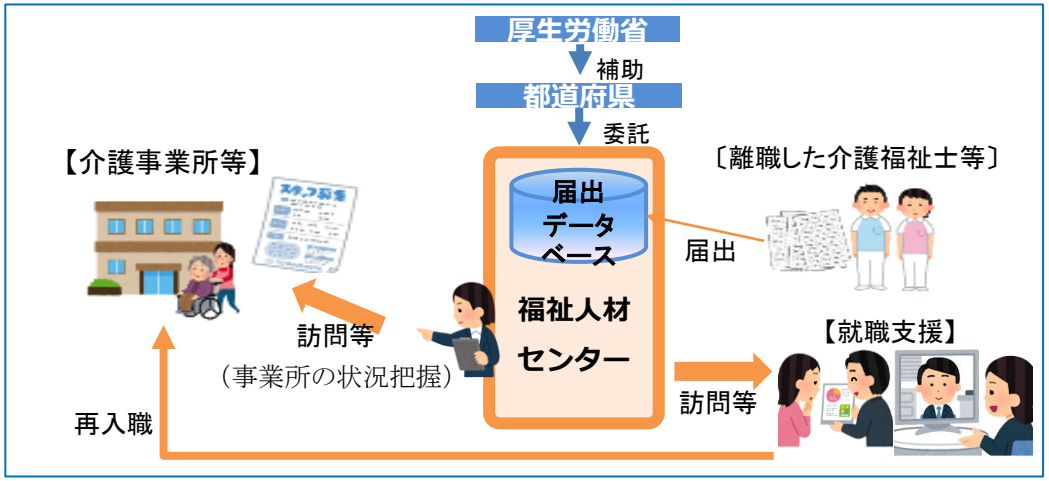

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

事業所の状況を把握したきめ細かな人材紹介により、介護・福祉人材の確保・定着促進が図られる。

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：外国人介護人材獲得強化事業

令和6年度補正予算額　2.7億円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2894）

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行うとともに、新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③ 施策の概要

・海外現地における外国人介護人材確保促進事業（地方自治体への補助事業）【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

都道府県と連携して以下のような外国人介護人材確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。

ア　送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ　海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ　海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

・介護技能評価試験等実施事業（民間団体等への補助）

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討し、モデル的に重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制の検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

・外国人介護人材獲得強化事業（地方自治体への補助事業）【海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援】

【補助率】 国2/3、県1/3

【補助金の流れ】

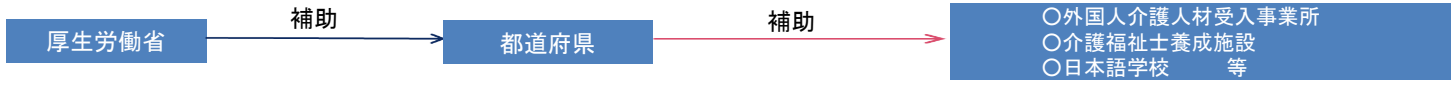

・介護技能評価試験等実施事業（民間団体等への補助）

【補助率】 定額

【補助金の流れ】

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、海外展開に積極的に取り組む介護事業者の支援及び介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：外国人介護人材定着促進事業

令和6年度補正予算額　1.4億円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2894）

① 施策の目的

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をするため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を助成する。

また、在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを地域の資格取得支援機関へ横展開を行うことで、外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③ 施策の概要

・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業（地方自治体への補助事業）【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア　外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ　その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

・介護の日本語学習支援等事業（民間団体等への補助）

各地域において介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催する動きがある中、本事業により、地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組を行うことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。

※支援メニューの例

・外国人介護人材の資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関への支援

・各地域の資格取得支援機関との情報提供体制の構築

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

・外国人介護人材の活躍に資するICT導入等促進事業（地方自治体への補助事業）【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】

【補助率】 国1/2、県1/4、受入事業所等1/4

【補助金の流れ】

・介護の日本語学習支援等事業（民間団体等への補助）

【補助率】 定額

【補助金の流れ】

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、また、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図ることで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

施策名：外国人介護人材巡回訪問システム改修事業

令和6年度補正予算額　10百万円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2894）

① 施策の目的

〇 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていること等を踏まえ、新たに対象となる訪問系の介護事業所等への巡回訪問の円滑な実施に備え、巡回訪問システムの改修を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
〇		

③ 施策の概要

【訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回体制の体制強化のためのシステム改修】

〇 これまでも、EPA介護福祉士候補者、特定技能外国人の受入施設に対し、巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行ってきた。

〇 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」を踏まえ、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制強化に伴うシステム改修が必要。

〇 訪問系の介護事業所等への巡回訪問を円滑に実施できるよう、巡回訪問に係るシステム改修を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【補 助 率】 定額

【補助金・委託費の流れ】

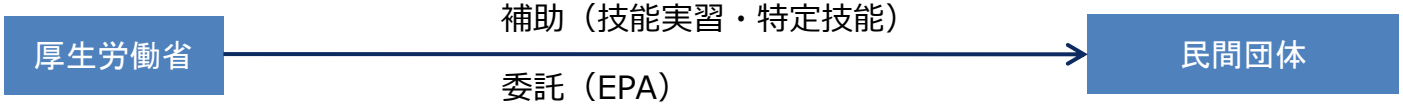

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

巡回訪問システムを改修することで、訪問介護事業所等への巡回訪問の円滑な実施を実現し、外国人介護人材の介護現場における円滑な受入・定着を実現する。

【〇介護・障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名：社会福祉法人の連携・協働支援事業

令和6年度補正予算額　1.0億円

社会・援護局福祉基盤課
（内線2871）

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立や法人間連携を促進する必要がある。本事業では、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③ 施策の概要

（1）区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催（1カ所あたり1,000千円）

地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を補助する。

（2）社会福祉連携推進法人の設立支援の強化

①社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、上限1,500千円）

円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。

②先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（1回限り、上限1,000千円）

社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

〇 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村（定額補助）

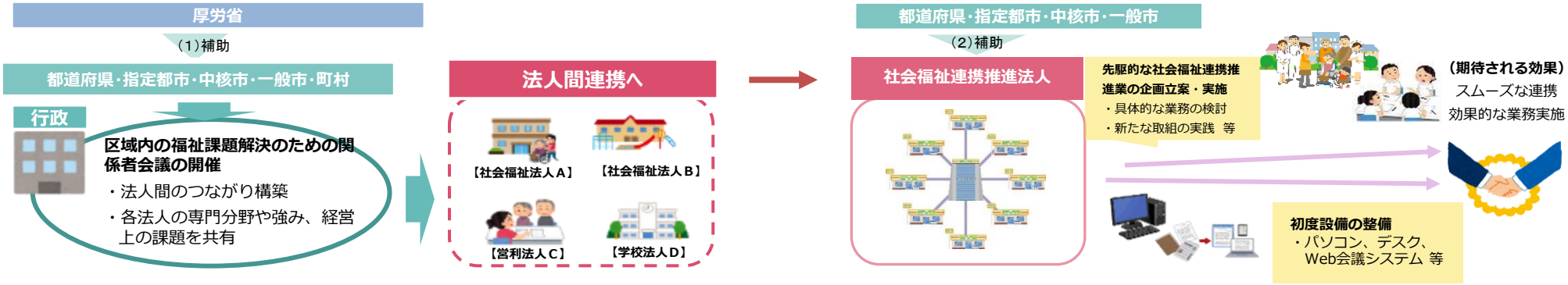

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、誰も取り残さない社会の実現に取り組む。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

令和6年度補正予算額　145億円

老健局高齢者支援課（内線3928）
社会・援護局地域福祉課（内線2857）
障害保健福祉部障害福祉課（内線3035）
障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3095）

施策名：防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等（社会福祉施設等）

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		〇

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）等を踏まえ、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

③ 施策の概要

社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構等
補助率	国1／2、都道府県・政令指定都市・中核市1／4、設置者1／4	定額 国1／2、都道府県・市町村1／4、事業者1／4	国1／2、政令指定都市・中核市1／2 又は 国1／2、府県1／4、市町村1／4	国　10／10
補助対象となる改修	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名：被災者見守り・相談支援等事業

令和6年度補正予算額　18億円

社会・援護局地域福祉課
（内線2219）

①　施策の目的

災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなるため、安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、関係支援機関へつなぐ等の支援を行うことを目的とする。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③　施策の概要

生活支援相談員が仮設住宅入居者等(※)に対して個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で、被災者を各専門相談機関へつなぐ等を行う。　（※）応急仮設住宅の供給期間中は、在宅であっても災害を要因として孤立するおそれのある者も支援対象とする。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

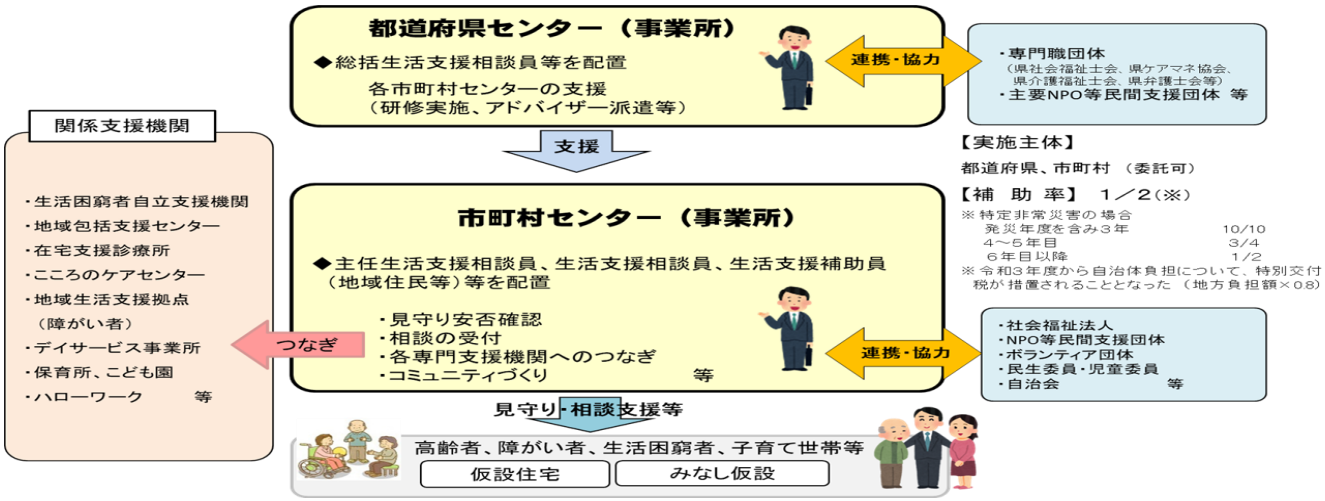

【事業実施要件】
本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

被災者が被災前とは異なった環境で安心した日常生活を営むことができるようになる。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名：能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援
（地域福祉推進支援臨時特例交付金）

令和6年度補正予算額　98億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（内線2879）

① 施策の目的

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯の復旧・復興を支援する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③ 施策の概要

高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

➢ 被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付

【支援対象】能登地域6市町おいて、①家財等（自家用車含む）の滅失、②住宅半壊以上の被災をした、
- 高齢者・障害者のいる世帯
- 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯（以下の類型に該当する世帯）

ⅰ住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯（含む災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯）、ⅱ能登半島地震の影響を受けて家計が急変しⅰの世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）、ⅲ児童扶養手当の受給世帯、ⅳ能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した者がいる世帯、ⅴ一定のローン残高がある世帯、ⅵその他の類似の事情があると認められた世帯

【支援内容】家財等支援　：最大100万円（定額50万円＋自動車分定額50万円）
住宅再建支援：最大200万円（賃借の場合：最大100万円）
※ 実費を勘案（簡便・迅速な手続とするため契約額で判断）

【実施主体】石川県

➢ 地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援
※ 被災者の生活再建に向けた訪問・個別継続的な伴走支援など

※ 費用負担：国 4／5　県 1／5

	家財	自動車	住宅再建（最大）	
全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	50万円	50万円	建設・購入補修	200万円
			賃借	100万円

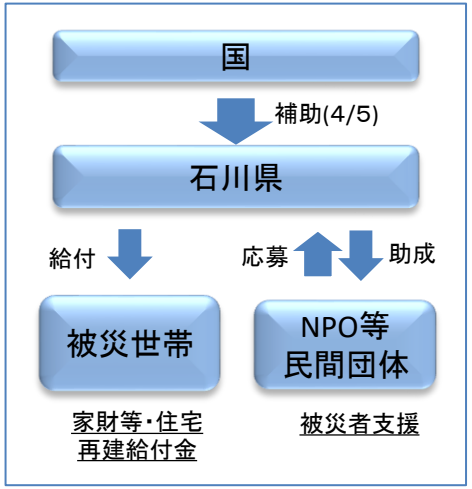

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援を進める。